_{第3期} 合志市障がい者計画

平成30年3月

合 志 市

合志市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」などマイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべきなど様々な意見がありますが、本市では、障がいのある方やそのご家族の皆さんの思いを大切にし、『障がいがある人もない人も、共に生き、ささえあうまち こうし』という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1)「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2)何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。

(例:障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)

(3)「障害」を「障がい」と表記します。

(例:障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人、医学用語

はじめに

合志市におきましては、平成 19 年 3 月に障害者基本法に基づく「第 1 期合志 市障がい者計画」を策定し、続いて平成 24 年 3 月には第 1 期計画を継承した「第 2 期合志市障がい者福祉計画」(計画期間:平成 24 年度~平成 29 年度)を策定 することにより、計画で掲げた理念である『障がいがある人もない人も、共に 生き、ささえあうまち こうし』を実現するための取り組みを進めてまいりま した。

一方、国におきましては平成23年8月、障害者基本法の改正で、障がい者が受ける制限は機能障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする、いわゆる「社会モデル」に基づく障がいの概念や、その除去のための「合理的配慮(社会的障壁の除去を必要とし、かつ、そのための負担が過重でない場合には、その障壁を除去するための措置)」の概念が導入されたところです。

このように、法制度や社会情勢が大きく変化する中で、現行計画が平成 29 年度末をもって終了することから、新たに 2018 年度(平成 30 年度)から 2023 年度(平成 35 年度)までを計画期間とする「第3期 合志市障がい者計画」を策定しました。

策定に当たりましては、前計画の基本理念を引き継ぐとともに、新たに障害者基本法第3条、同第4条に規定に沿った2つのまちづくり目標を掲げ、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に実施していくことといたしました。

今後、国や県の施策動向にも柔軟に対応しながら、この計画に掲げる各施策の着実な推進をもって、障がいのある方への支援を展開してまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

最後に、計画の策定に当たり、ご尽力いただきました合志市障がい者計画策定委員会委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、策定にご協力いただきました関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

合志市長 荒木義行

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・1

	1. 計画策定の背景・・・・・・・1
	2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	3. 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4. 障がい福祉計画、障がい児福祉計画との関係 3
	5. 計画期間・・・・・・・・・・・・5
	6. 計画策定体制····· 6
	7. 住民参加の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第2章	本市における障がい者の現状と課題・・・・・・9
	1. 人口統計等からみた障がいのある人の状況・・・・・・9
	2. 住まいや日常生活・・・・・・・17
	3. 障害福祉サービスや相談・情報提供 … 25
	4. 権利擁護や災害時の避難等・・・・・・・・・29
	5. 行政の施策、取組みに対する要望等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・39
	1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3. 施策体系····· 46
第4章	施策の方向・・・・・・・・・・・・・47
	1. 日常生活を支える福祉サービス等の充実 47
	2. 健康に暮らすための支援・・・・・・ 53
	3. 学校や芸術活動、スポーツなどへの支援 58
	4. 働くことへの支援・・・・・・・・・・62
	5. 住まいや生活する場所を良くする支援・・・・・・・・65
	6. 情報を伝えるための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
	7. 安全に暮らすための支援・・・・・・・・・・・69
	8. 障がいのある人の権利を守るための取組み … 72
	9. 役所や選挙などでの心配り・・・・・・・・・・・・・ 76
第5章	計画の推進・・・・・・・・・・・・・ 78

第 章 計画の策定にあたって

■ 1. 計画策定の背景

本市では、平成19年3月に策定した「第1期合志市障がい者計画」を継承し、「第2期合志市障がい者福祉計画」(計画期間:平成24年度~平成29年度)を策定し、総合的かつ計画的に障がい者施策に取り組んできました。

この間、国においては、国連の障害者権利条約批准に向けた法整備の一環として、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されました。これにより、日常生活または社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会のあり方によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念に大きく転換させるものとなっています。

その後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が以下のように急ピッチで進められてきました。

- ・障害者基本法の改正(平成23年8月)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行 (同 25 年 4 月)
- ・障害者差別解消法の成立(同25年6月)
- ・障害者雇用促進法の改正(同25年6月)

そのほかにも、障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)、障害者優先調達推進法の施行(同25年4月)、精神保健福祉法の改正(同25年6月)など、障がい者福祉に関する関係諸法令の整備も進められました。

このように、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、国においては、平成25年9月、障害者基本法に基づく新たな第3次障害者基本計画が閣議決定されたところであり、都道府県及び市町村においては、この計画を参考とした障害者基本計画の改定が求められています。

国の新計画の基本理念では、障害者基本法第1条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされており、その基本原則として、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調の3つを設けた上で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開することとされています。

熊本県においても、このような国の法制度等の動きや障がい者を取り巻く環境の変化に対応しつつ、平成23年7月に、「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、障がいの有無にかかわらず、地域で

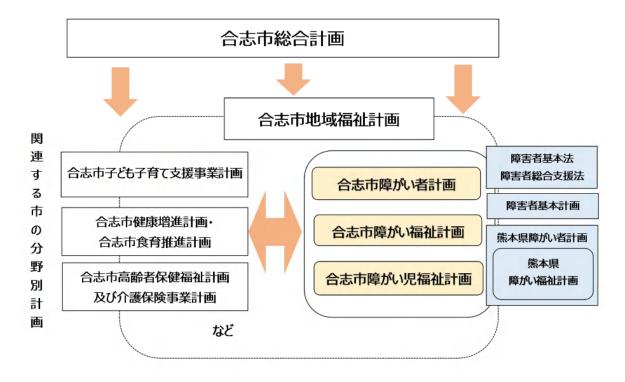
支え合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生社会づくりに取り組んでいるところです。さらに、平成27年3月には、これまで取り組みを加速化させるため、平成27年度から32年度までを計画期間とする第5期態本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」が策定されています。

こうした状況を踏まえるとともに、平成29年度をもって「第2期合志市障がい者計画」の計画期間が終了することから、本市においても、現状の評価・分析を行い、アンケート調査や社会情勢の変化等を踏まえるとともに、障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援を目的とした「第3期合志市障がい者計画」を策定します。

■ 2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、合志市総合計画、合志市地域福祉計画との整合性を図りつつ、保健福祉関連の個別計画とも連携しながら、本市における障がい福祉施策推進のための指針とします。

※この計画は、障がいのある人を支援するいろいろな制度(仕組み)やサービスを良くするために、合志市が作るものです。学校のことや福祉サービスのこと、健康に暮らすための支援や働くための支援のことなども書いてあります。



■3.計画の対象者

この計画は、「障害者基本法」に定めるすべての障がい者を対象としつつ、 障がい者及びその家族等に対する支援や地域社会での取組みのための方向 づけとして、障がい者の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

【第2条第1項】

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- ※社会的障壁(社会のかべ)とは、障がいのある人が暮らしにくく、生きに くくする社会にあるもの全部のことをさし、次のようなものです。
- ことがら(たとえば、早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明)
- 物(たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号)
- ・制度(たとえば、納得していないのに入院させられる・医療費が高くて必要な 医療が受けられない・近所のともだちと一緒の学校に行くことが認められない ことがあること)
- ・習慣(たとえば、障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされること)
- ・考え方(たとえば、障がいのある人は施設や病院で暮らした方が幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができない)

【社会的障壁の例】…日本障がい者リハビリテーション協会「改正障害者基本法<わかりやすい版>」より

■4. 障がい福祉計画、障がい児福祉計画との関係

この計画は、障がい者福祉施策推進のための指針であり、障害福祉サービス等の実施や障がい児に対する施策については、合志市障がい福祉計画・合志市障がい児福祉計画で策定します。

それぞれの計画の性格と内容は、次ページのとおりで、この障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画とで整合性を図ります。

(1) 障がい者計画について

根拠法	障害者基本法
性格	障がい保健福祉施策の基本的方向を示す計画
内 容	施策推進の基本的な考え方や具体的方策、達成すべき目 標を定めたもの
期間	法定なし

≪参考≫

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。(障害者基本法第11条第3項)

■6年を1期として、計画を策定

■平成29年度は、第2期計画期間(H24~29年度)の最終年度

(2) 障がい福祉計画について

根拠法	障害者総合支援法
性格	障がい福祉サービス、相談支援等の提供体制の確保に関する計画
内 容	各年度における指定障がい福祉サービス・指定相談支援等 の必要な見込み量、その確保のための方策等を定めたもの
期間	3年間(法定)

≪参考≫

市町村は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項)

- ・3年を1期として計画を策定
- ・平成29年度は、第4期計画期間(H27~29年度)の最終年度

(3) 障がい児福祉計画について★新規

根拠法	児童福祉法
性格	障がい児福祉サービス、相談支援等の提供体制の確保に関す る計画
内容	各年度における指定障がい児福祉サービス・指定相談支援等 の必要な見込み量、その確保のための方策等を定めたもの
期間	3年間(法定)

≪参考≫

市町村は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。(児童福祉法第33条の20)

- ・新たに、「第1期障がい児福祉計画」の策定について義務化
- 障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体のものとして作成可能

5. 計画期間

計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。



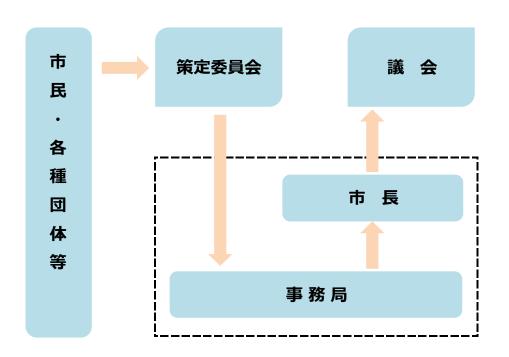
今回見直し⇒ 第 3 期障がい者計画 (平成30~35年度)

				(十成30~30年度/					
第1期	第2期	第3期	第4期(現計画)						
			今回見直し⇒	я 5 я					
				障がい児福祉計画					
			新規⇒	第 1 期					

■ 6. 計画策定体制

本市における計画策定体制は、図のとおりです。事務局が各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それに基づいて策定委員会に提出する計画案等を作成します。

策定委員会は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長、市 民代表等により構成し、事務局が作成した計画案等について審議、修正を加 え、最終的な計画内容を決定します。



■ 7. 住民参加の方法

(1) 障がい者対象アンケート調査

①調査目的

第3期合志市障がい者計画を策定するにあたって、本市内の障がいのある 人の意識や意向、状況を把握し、計画策定や施策、取組みの立案に役立てる ことを目的にアンケート調査を実施しました。

②調査対象

平成 28 年度末の本市内に住所をおく障害者手帳所持者全員 3,025 人を対象としました。

③調査項目

■客観的な状況の把握

- ●人口統計学的要因
- •性別、年齡、中学校区(居住地)
- ◎障がいの程度及び家族の状況
- ・障害支援区分、手帳の等級・判定、難病、発達障害、高次脳機能障害、受けている 医療的ケア、日常生活動作、主な介助者の続柄、性別、年代、健康、災害時の状況

■日常生活での行動と主観的なニーズ

・住まいや暮らし、外出、就労状況や日中の過ごし方、余暇活動や社会活動、保育や 教育、災害時のニーズ、権利擁護、福祉サービス、相談相手と相談機関、行政の取 組み

④調査方法、調査期間

◎調査方法:郵送法

◎調査期間:平成29年8月25日~9月8日

⑤有効回収数と回収率

• 1,076 件(有効回収率 35.6%)

(2) パブリックコメント (意見公募手続き)

①調査目的

第3期合志市障がい者計画を策定するにあたり、市民から意見や提案を募集することを目的に実施します。

②実施方法、実施期間

■実施方法

・市ホームページに掲載するほか、市情報公開コーナー(合志庁舎・西合志庁舎)、 福祉課、泉ケ丘支所及び須屋支所で計画(案)の閲覧ができるようにしました。

■実施期間

• 平成 30 年 1 月 19 日~2 月 18 日

章裏白

第2章 本市における障がい者の現状と課題

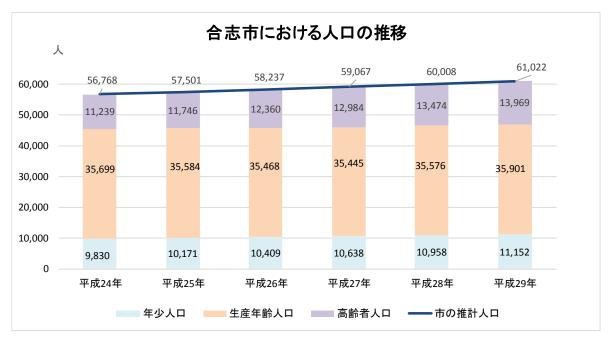
計画策定のために実施した福祉に関するアンケート調査、統計資料に基づいて、合志市の障がい福祉の現状と課題をまとめました。

※グラフ中の「n=1,076」等の「n」は回答者数を示しています。

1. 人口統計等からみた障がいのある人の状況

(1) 人口の推移

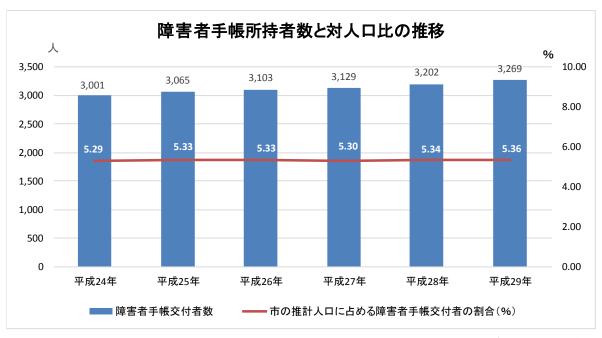
15歳以上65歳未満の生産年齢人口は横ばい傾向ですが、15歳未満の年少人口、65歳以上の高齢者人口、総人口のいずれも増加傾向となっています。



各年3月31日現在

(2) 障害手帳所持者数と対人口比の推移

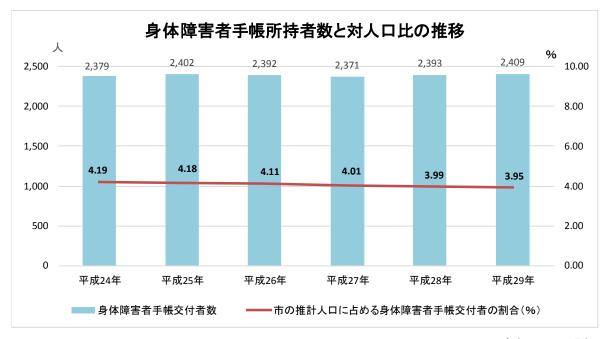
障害者手帳所持者数は平成 24 年 3 月末の 3,001 人から平成 29 年 3 月末 は 3,269 人と 268 人増加していますが、市の総人口に対する割合は 5.3%前後で推移しています。



各年3月31日現在

(3) 身体障害者手帳所持者数と対人口比の推移

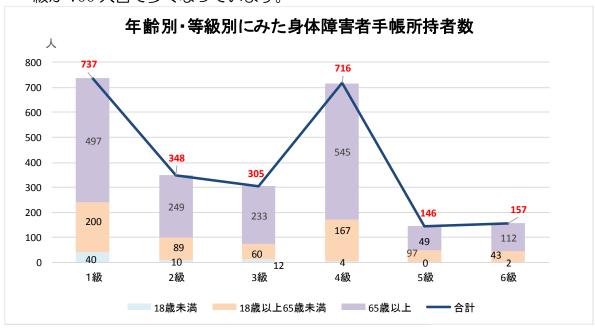
身体障害者手帳所持者数は平成 24 年 3 月末の 2,379 人から平成 29 年 3 月末は 2,409 人と 30 人増加していますが、市の総人口に対する割合は低下傾向にあります。



各年3月31日現在

(4)年齢別・等級別にみた身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を年齢3区分別にみると、各等級で65歳以上の高齢者層の割合が高くなっています。等級別では、重度の1級と中度の4級が700人台で多くなっています。



平成29年3月31日現在

(5) 療育手帳所持者数と対人口比

療育手帳所持者数は平成24年3月末の368人から平成29年3月末は501人と133人増加しており、市の総人口に対する割合も上昇傾向にあります。



各年3月31日現在

(6)年齢別・判定別にみた療育手帳所持者数

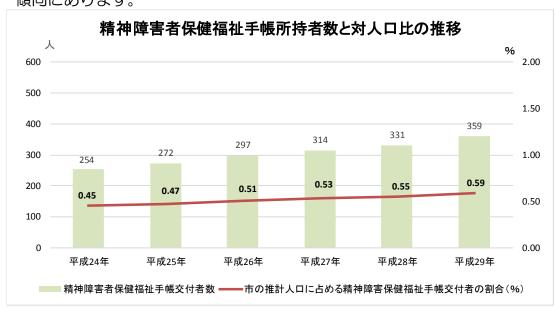
療育手帳所持者数を年齢別にみると、B2を除く層では18歳以上の割合が高くなっています。B2は18歳未満が97人と半数を上回っています。判定別の所持者数はB2の178人が最も多く、これにB1の128人が続いており、判定が軽度の所持者数が多くなってなっています。



平成29年3月31日現在

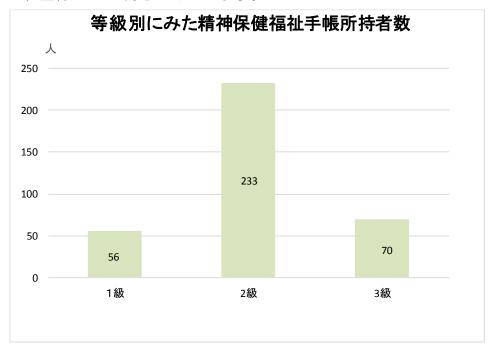
(7)精神障害者保健福祉手帳所持者数と対人口比

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成24年3月末の254人から平成29年3月末は359人と105人増加しており、市の総人口に対する割合も上昇傾向にあります。



(8) 等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級の233人が最も 多く、全体の64.9%を占めています。



平成29年3月31日現在

(9) 自立支援医療(精神通院)受給者と対人口比

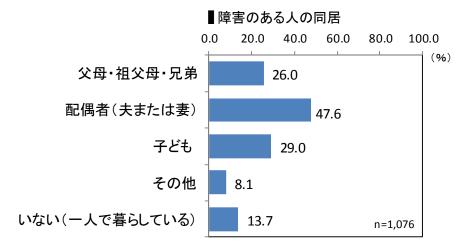
自立支援医療(精神通院)受給者数は平成24年3月末の704人から、増減を繰り返していますが、平成29年3月末は881人と177人増加しており、市の総人口に対する割合も上昇傾向にあります。



各年3月31日現在

(10)「一人暮らし」の障がい者が増加傾向

福祉に関するアンケート調査の結果で障がいのある人の同居者をみると、「いない(一人で暮らしている)」が回答者全体の13.7%(147人)を占めています。



こういった方々の特徴をみると、『65 歳以上』の高齢者が 74.1%を占めているほか、83.7%が身体障害者手帳所持者となっています。障がい者を含む市全体で「一人暮らし」は年々増加しており、障がいのある人の一人暮らしも増加していくことは確かなことであり、こういった方々への支援や取り組みを充実していく必要があります。

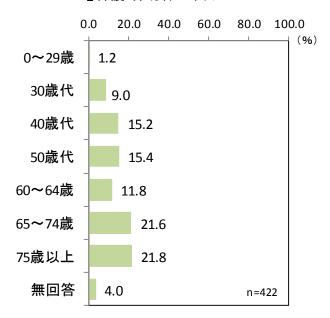
(11) 障がい者の高齢化への対応

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、「65歳以上」の高齢者の割合が高くなっています(10ページ:(4)年齢別・等級別にみた身体障害者手帳所持者数参照)。高齢になると身体機能の低下等の可能性がさらに高くなることから、障がいの重度化や新たな障がいが発生するケース等の増加が予想されます。知的障がいや精神障がいのある人も含め障がい者の加齢に伴う機能低下等への対応が必要です。

(12) 介助・介護者の高齢化への対応

世帯人員の減少傾向と人口全体の高齢化により、主な介助・介護者が高齢者であるケースが増えています。例えば、福祉に関するアンケートの結果によると、介助者のうち家族・親族(「父母・祖父母・兄弟」、「配偶者」、「子ども」)と回答した 422 人のうち 43.4%(183 人)が「65 歳以上」の高齢者となっています。障がい者への対応と併せて、主な介助・介護者の状況把握と対応が必要となってきています。

■介護・介助者の年代



(13) 難病、発達障害、高次脳機能障害等への対応

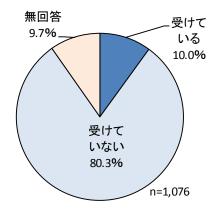
福祉に関するアンケート調査の結果から、難病の認定を「受けている」 10.0%、発達障害として診断されたことが「ある」10.3%となっています。 18 歳未満の障がい児のうち発達障害が「ある」は 62.0%となっています。

高次脳機能障害として診断されたことが「ある」は 6.6%となっており、 関連障がいをみると、「肢体不自由(下肢)」の 49.3%が最も多く、これに 「肢体不自由(上肢)」の 42.3%、「音声・言語・そしゃく機能障害」の 40.8% が続いています。

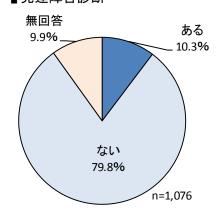
こういった新たな障がいへの対応が今後いっそう必要であることが示唆 されています。

なお、県内の難病認定者は平成 27 年度末(同 28 年 3 月 31 日)484 人、 平成 28 年度末(同 29 年 3 月 31 日)493 人となっています。

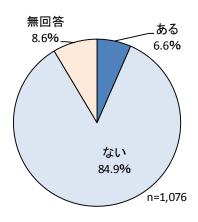




■発達障害診断



■高次脳機能障害



「難病」の定義

難病は発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって長期の療養を必要とするものと定義されています。難病のうち、患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、「患者数が本邦において一定の人数(人口のおおむね千分の一(0.1%)程度に相当する数と厚生労働省令において規定)に達しないこと」「客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していること」の要件の全てを満たすものを、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定したものを指定難病とし、医療費助成の対象としています。平成29年4月1日時点での指定難病は330疾病となっています(厚生労働省健康局難病対策課「難病の患者に対する医療等に関する法律の概要」より作成)。

「発達障害」の定義

発達障害はいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれます。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通しています。同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障害がある人同士でもまったく似ていないように見えることがあります。個人差がとても大きいという点が、「発達障害」の特徴です(厚生労働省ホームページ「みんなのメンタルヘルス」より作成)。

高次脳機能障害の定義

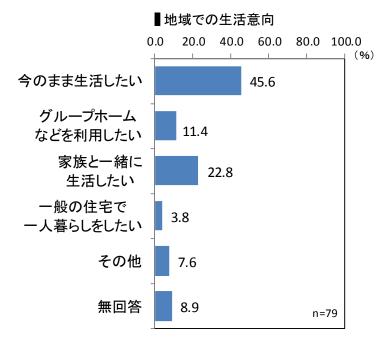
ケガや病気により、脳に損傷を負うことで、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害があり、これらの症状により、日常生活または社会生活に制約がある状態が高次脳機能障害とされています(国立障害者リハビリテーションセンター高次脳機能障害情報・支援センターホームページ「高次脳機能障害を理解する」より作成)。

■ 2. 住まいや日常生活

(1) 入所・入院者の地域生活への移行に備えた環境整備

施設入所者や入院者(79人)の地域での生活意向をみると、「今のまま生活したい(福祉施設、入院)」が最も多く、全体の45.6%を占めているものの、「家族と一緒に生活したい」(22.8%)、「グループホームなどを利用したい」(11.4%)を希望している人たちも少なくありません。

施設入所者や入院者の 70.9%は「65 歳以上」で、障がい別の内訳は身体障害者手帳重度 $(1\sim2~\&)$ 60.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者 20.3%、難病認定 10.1%、高次脳機能障害診断あり 22.8%となっています。

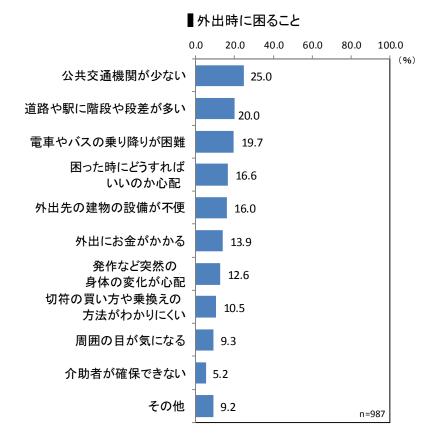


今後、こういった方々を地域で受入れていくために、以下の環境を実現するための施策や取組み(複数回答)が求められています。

- 「経済的な負担の軽減」(55.7%)
- 「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(48.1%)
- ・「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(45.6%)
- 「障がい者に適した住居の確保」(40.5%)
- 「相談対応等の充実」(34.2%)
- 「地域住民等の理解」(29.1%)
- 「生活訓練等の充実」(26.6%)
- ・「コミュニケーションについての支援」(26.6%)

(2) 障がい者が困難なく外出できる環境の整備

外出する時に困ることの調査結果をみると、「公共交通機関(電車、バスなど)が少ない(ない)」(25.0%)が最も多く、これに「道路や駅に階段や段差が多い」(20.0%)、「電車やバスの乗り降りが困難」(19.7%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(16.6%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(16.0%)が続いています。



障がい別にみた上位の項目は、以下のとおりです。

■身体障害者手帳 1~2級

「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(27.3%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(26.2%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(25.6%)

■身体障害者手帳 3~4 級

「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(22.4%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(21.4%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(12.9%)

■身体障害者手帳 5~6 級

「電車やバスの乗り降りが困難」 (28.7%) 、「道路や駅に階段や段差が多い」 (21.8%) 、「公共交通機関 (バスなど) が少ない (ない)」 (20.7%)

■療育手帳A判定

「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」 (31.0%)、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(25.4%)、 「道路や駅に階段や段差が多い」(22.5%)、「困った時にどうすれば いいのか心配」(22.5%)

■療育手帳B判定

「困った時にどうすればいいのか心配」(46.3%)、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(25.3%)、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」(21.1%)

■精神保健福祉手帳

「困った時にどうすればいいのか心配」(31.4%)、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(30.4%)、「外出にお金がかかる」(24.5%)

■難病認定

「電車やバスの乗り降りが困難」 (28.7%)、「道路や駅に階段や段差が多い」 (28.7%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」 (24.8%)

■発達障害の診断あり

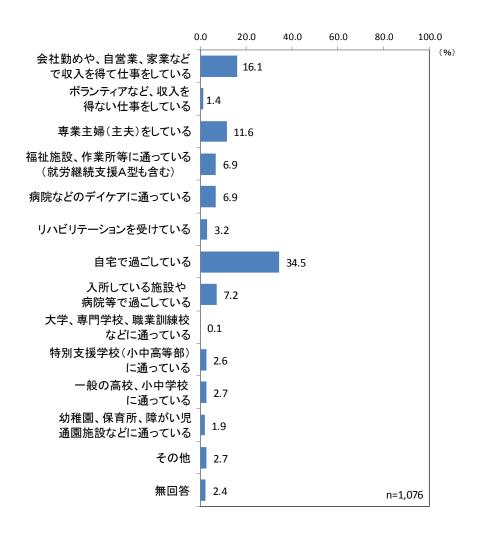
「困った時にどうすればいいのか心配」(50.5%)、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(31.4%)、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」(26.7%)

■高次脳機能障害診断あり

「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(31.5%)「電車やバスの乗り降りが困難」(29.6%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(27.8%)

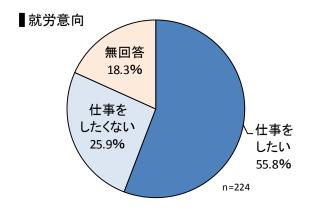
(3) 平日、日中の過ごし方への支援

平日の日中の過ごし方についての結果をみると、「自宅で過ごしている」が 34.5%で最も多く、これに「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」(16.1%)、「専業主婦(主夫)をしている」(11.6%)、「入所している施設や病院等で過ごしている」(7.2%)が続いています。「自宅で過ごしている」人が比較的多い層は、「65 歳以上」(44.9%)、「身体障害者手帳 $1\sim2$ 級」(38.0%)、「身体障害者手帳 $3\sim4$ 級」(37.6%)、「身体障害者手帳 $5\sim6$ 級」(37.2%)、「難病認定者」(39.8%) の各層です。こういった方々がいわゆる"引きこもり"の状況にならないような施策や取組みが必要となっています。



(4) 就労に係る支援

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外の回答を選択した人に就労に対する意向を聞きました。結果は、「仕事をしたい」の55.8%に対し、「仕事をしたくない」は25.9%、「無回答」18.3%となっています。「仕事をしたい」という就労意向を持つ人が比較的多いのは、「男性」(62.2%)、「療育手帳B判定」(68.6%)と「精神障害者保健福祉手帳所持者」(60.3%)、「発達障害診断あり」(66.7%)となっています。



このような方々が就労可能となるために、以下の施策や取組みが求められています。

■企業等の職場

- 「職場の障がい者理解」(55.4%)
- 「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(54.5%)
- ・「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(44.6%)
- 「職場で介助や援助等が受けられること」(28.6%)
- 「在宅勤務の拡充」(25.0%)
- 「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」(19.6%)

■行政及び関係機関

- 「通勤手段の確保」(42.9%)
- ・「就労後の支援など職場と支援機関の連携」(33.9%)
- ・「仕事についての職場外での相談対応、支援」(33.0%)
- 「企業ニーズに合った就労訓練」(20.1%)

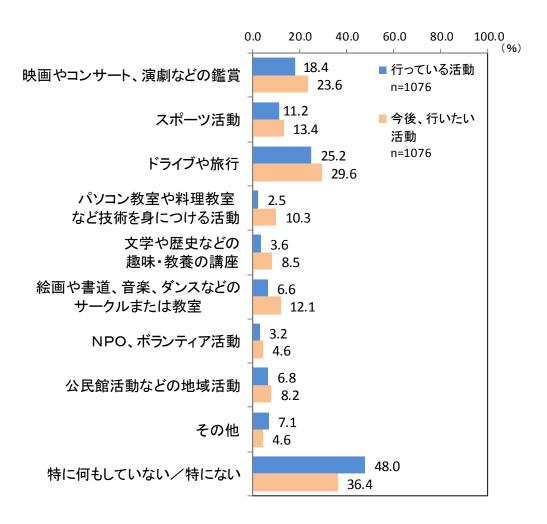
(5) 余暇活動や社会活動への支援

障がいのある人たちが現在行っている余暇活動や社会活動をみると、「特に何もしていない」の 48.0%が最も多くなっています。

回答者特性別にみた「特に何もしていない」人の割合が高い層は、以下のとおりです。

- 年齢層別: 「65 歳以上」51.9%
- 「身体障害者手帳 1~2 級」53.8%
- 「精神障害者保健福祉手帳」56.6%
- 「難病認定者」57.4%
- 「高次脳機能障害診断あり」66.2%

"引きこもり"対策と併せて、こういった方々への余暇活動や社会活動の機会や情報提供等を行っていく必要があります。



また、余暇活動や社会活動における現状と意向の差をみると、現状では「特に何もしていない」が48.0%となっていますが、今後の意向で「特にない」は36.4%に減少しており、今は何もしていないが今後活動したいと思っている人がある程度存在していることがわかります。

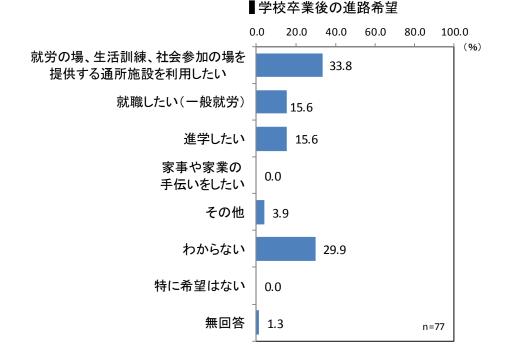
項目ごとに現状と今後の意向の差をみると、「パソコン教室や料理教室など技術を身につける活動」で今後の意向の方が 7.8 ポイントと最も高くなっており、技術を身につける活動を「したいと思っているが、今はできていない」人たちがいることもうかがえます。こういった「パソコン教室や料理教室など技術を身につける活動」の割合が高くなっている層は、「64歳以下」、「療育手帳B判定」、「精神障害者保健福祉手帳」、「発達障害診断あり」となっており、これらの人たちを主対象にした講座等の取組みが必要とされています。

「パソコン教室や料理教室など技術を身につける活動」に次いで差が比較的大きくなっているのは、「絵画や書道、音楽、ダンスなどのサークルまたは教室」、「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」となっています。

(6) 学校卒業後の進路希望

障がい児の学校卒業後の進路希望についての調査結果をみると、「就労の場、生活訓練、社会参加の場を提供する通所施設を利用したい」の33.8%が最も多く、これに「わからない」(29.9%)、「就職したい(一般就労)」(15.6%)、「進学したい」(15.6%)が続いています。

就労や進学に対するニーズに対応していくための環境整備が求められています。

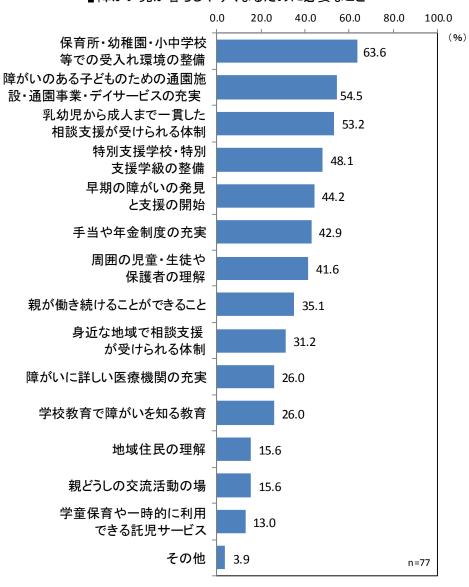


(7) 障がい児が暮らしやすくなるために必要なこと

「障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なこと」の調査結果をみると、「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備(医療ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等)」の 63.6% が最も多く、これに「障がいのある子どものための通園施設・通園事業・ディサービスの充実」(54.5%)、「乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制」(53.2)、「特別支援学校・特別支援学級の整備」(48.1%)、「早期の障がいの発見と支援の開始」(44.2%)が続いています。

保育や教育の環境を整えるためには、上記の項目を包括的に関係部署が連携して実現していく必要があります。

■障がい児が暮らしやすくなるために必要なこと



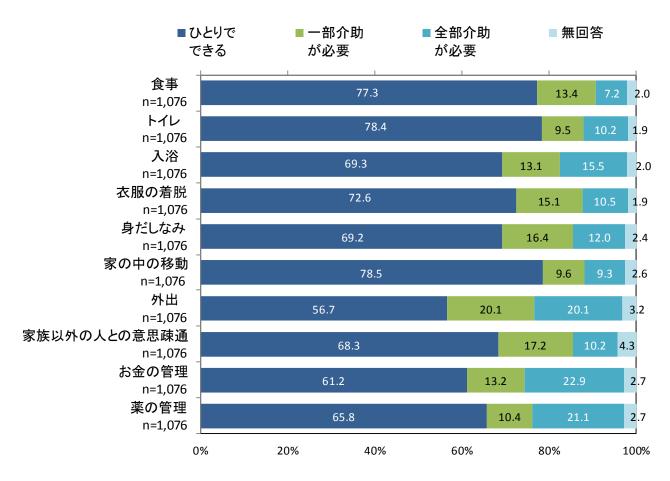
■3. 障害福祉サービスや相談・情報提供

(1) お金、薬の管理、外出、入浴等の介助ニーズが高い

日常生活動作(ADL)の状況をみると、「全部介助が必要」な項目として割合が高いのは、「お金の管理」(22.9%)、「薬の管理」(21.1%)、「外出」(20.1%)、「入浴」(15.5%)、「身だしなみ」(12.0%)となっています。同じく「全部介助が必要」と「一部介助が必要」を合わせた割合が高い項目は、「外出」(40.2%)、「お金の管理」(36.1%)、「薬の管理」(31.5%)、「入浴」(28.6%)、「身だしなみ」(28.4%)となっています。

以上の結果が障がい者の日常生活の動作上で困っていることであり、障害福祉サービスや相談・情報提供に関する取組み等は、これらの困ったことを解消していくことを念頭に置いて展開していく必要があります。

■日常生活動作での介助ニーズ



(2)確実に福祉サービスを提供できる体制づくり

障害福祉サービスについて、「福祉サービスを利用している」は 26.3%となっています。「受給者証の交付は受けていない(障害福祉サービスの利用申請はしていないも含む)」が 32.0%で、「受給者証の交付は受けたが、障害福祉サービスは利用していない」が 14.1%となり、利用していない人の割合が高くなっています。

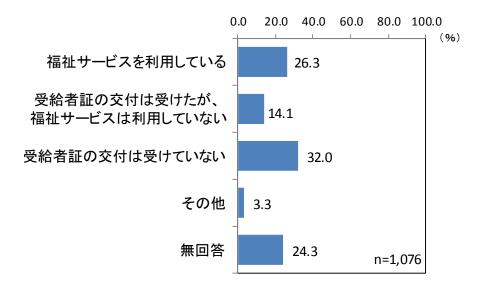
「福祉サービスを利用している」人の割合が比較的高いのは、「18 歳未満」 (68.4%)、「 $18\sim64$ 歳」(31.3%)、「身体障害者手帳 $1\sim2$ 級」(28.5%)、「療育手帳A判定」(64.5%)、「同日判定」(45.5%)、「精神障害者保健福祉手帳」(41.6%)、「発達障害診断あり」(58.6%)、「高次脳機能障害診断あり」(36.6%)です。

障害福祉サービスを利用していない主な理由をみると、「今すぐ利用しなくてもやっていける」の 46.1%が最も多く、これに「利用の仕方が分からない」の 11.8%が続いています。

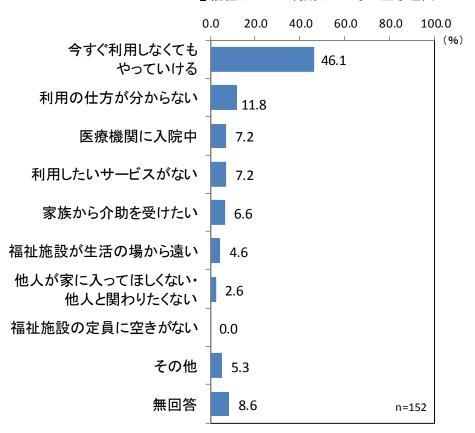
「今すぐ利用しなくてもやっていける」の回答者数が多いのは、「65 歳以上」(57.1%)、「身体障害者手帳 $1\sim2$ 級」(53.3%)、「同 $3\sim4$ 級」(51.6%) となっています。

今後は、相談支援体制の充実などにより、障害福祉サービスを利用したい人には確実にサービスが提供できるような体制や仕組みを整えていく必要があります。

■福祉サービスの利用状況







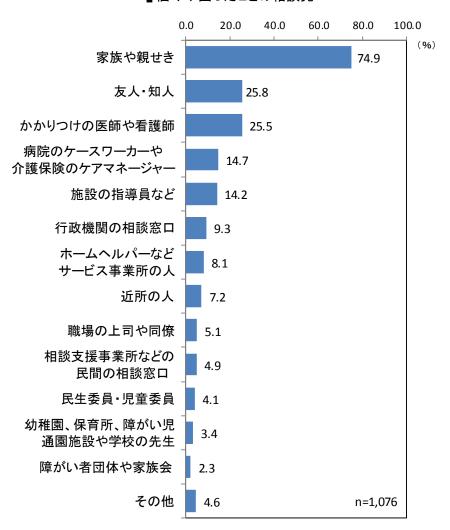
(3) 認知度、利用状況が低い相談支援機関

悩みや困ったことの相談先としては、「家族や親せき」の 74.9%が最も多く、これに「友人・知人」(25.8%)、「かかりつけの医師や看護師」(25.5%)、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」(14.7%)、「施設の指導員など」(14.2%)、「行政機関の相談窓口」(9.3%)が続いており、家族や親せき、友人・知人に次いで、医療や福祉サービスの関係者が相談先となっていることがうかがえます。

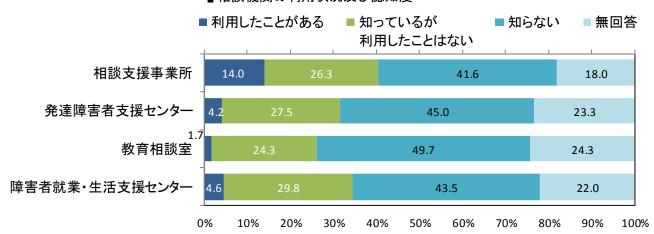
「相談支援事業所」等の認知度と利用状況をみると、「知らない」の割合が 40%台となっています。

「一般相談支援」に対するニーズは極めて高いことから、これらの相談支援機関の内容や利用方法等を周知していく必要があります。

■悩みや困ったことの相談先



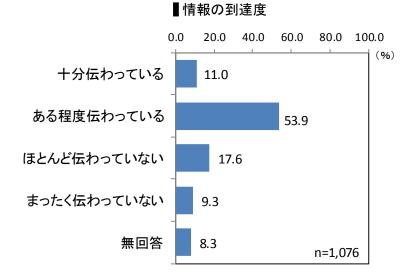
■相談機関の利用状況及び認知度



(4)情報があまり伝わっていない人たちへの対応

制度や事業、障害福祉サービスなどの情報の到達度をみると、「ほとんど 伝わっていない」と「まったく伝わっていない」を合わせた情報があまり伝 わっていない人の割合が 26.9%となっています。

情報があまり伝わっていない人は、「18歳未満」(あまり伝わっていない人の割合30.4%)、「18~64歳」(同36.9%)、「療育手帳所B判定」(同37.4%)、「精神障害者保健福祉手帳」(同42.5%)、「発達障害診断あり」(36.0%)、「高次脳機能障害診断あり」(33.8%)となっており、このような人たちへの情報提供に係わる施策や取組みが求められています。



■4. 権利擁護や災害時の避難等

(1)差別や嫌な思いをした経験がある人は 34.1%

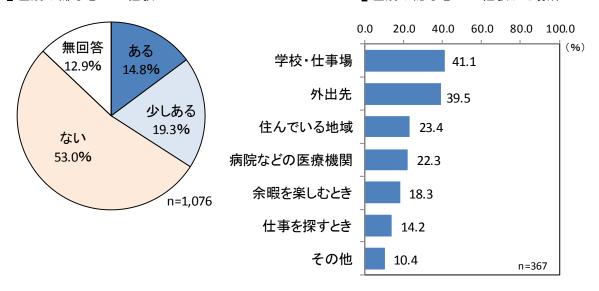
差別や嫌な思いをした経験をみると、「ある」と「少しある」を合わせた 差別や嫌な思いをした経験がある人の割合は34.1%となっています。

こういったことを経験したことがある人の割合が高い層は、「18 歳未満」 (「ある」と「少しある」を合わせた割合 68.3%)、「18~64 歳」(同 56.9%)、 「療育手帳所A判定」(同 56.5%)、「同B判定」(同 59.6%)、「精神障害者 保健福祉手帳」(同 62.9%)、「発達障害診断あり」(70.2%)となっています。 美別の嫌な思いな経験した提覧は、「党校・仕事場」の 41.1% が最ま真く

差別や嫌な思いを経験した場所は、「学校・仕事場」の41.1%が最も高く、 これに「外出先」の39.5%、「住んでいる地域」の23.4%が続いています。

■差別や嫌な思いの経験

■差別や嫌な思いの経験した場所

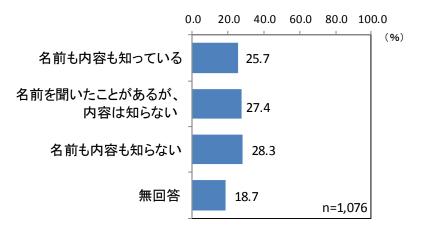


(2) 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度をみると、「名前も内容も知らない」28.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」27.4%、「名前も内容も知っている」25.7%となっています。「名前も内容も知らない」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた『内容を知らない』人は、55.7%を占めています。

今後は障がい者の家族を含めて、行政だけでなく、社会福祉協議会、相談 支援事業所等と連携して成年後見制度を周知していく必要があります。

■成年後見制度の認知度



(3) 一人で避難できない人の把握と見守り体制の構築

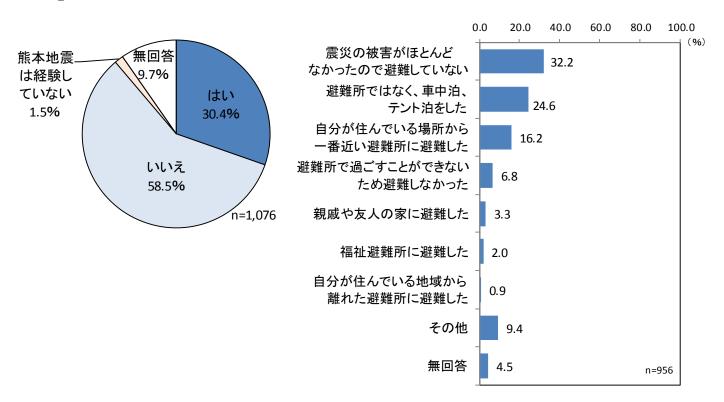
熊本地震の時、情報確保や移動に支援を必要とした人の割合は、30.4%となっています。このうち支援を必要とした人の割合が高くなっている層は、「18歳未満」(46.8%)、「療育手帳所A判定」(同44.7%)、「同B判定」(同40.4%)、「発達障害診断あり」(45.0%)、「高次脳機能障害診断あり」(43.7%)となっています。

地震後の最初の避難先をみると、「震災の被害がほとんどなかったので避難していない」の32.2%が最も高く、これに「避難所ではなく、車中泊、テント泊をした」(24.6%)、「自分が住んでいる場所から一番近い避難所に避難した」(16.2%)、「避難所で過ごすことができないため避難しなかった」(6.8%)が続いています。

「避難所で過ごすことができないため避難しなかった」の割合が高い層は、「療育手帳A判定」(10.6%)、「高次脳機能障害診断あり」(13.0%)となっています。「福祉避難所に避難した」の割合が高い層も同様に、「療育手帳A判定」(6.1%)と「高次脳機能障害診断あり」(5.6%)の割合が高くなっています。

■熊本地震で支援を必要とした人

■熊本地震後の最初の避難先



熊本地震の時、近所で助けてくれた人の有無をみると、「いた」46.1%、「いなかった」34.0%、「わからない」14.2%となっています。

「いなかった」人の割合が比較的高くなっている層は、「男性」(38.5%)、「18~64歳」(37.5%)、「療育手帳所A判定」(40.9%)、「難病認定者」(38.2%)、「発達障害診断あり」(38.5%) となっています。

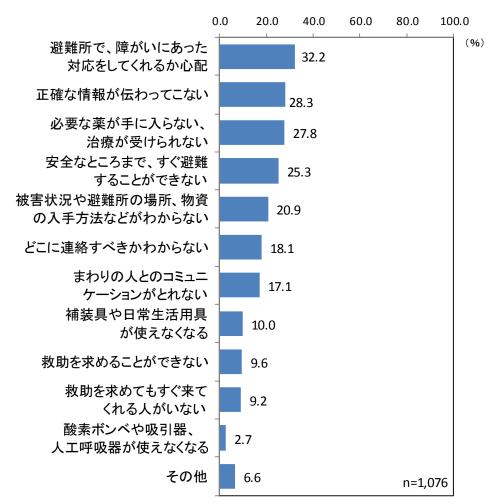
熊本地震後の避難生活の状況をみると、「問題なく避難生活ができた」 59.0%、「障がいへの配慮がなく、我慢して避難生活をした」8.2%となっています。

「我慢して避難生活をした」人の割合が比較的高くなっている層は、「精神障害者保健福祉手帳」(13.2%)、「発達障害診断あり」(13.5%)となっています。

■近所で手助けしてくれた人の有無 ■地震後の避難生活の状況 無回答 5.6% 0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0 (%) わから_ 問題なく避難生活ができた ない 59.0 14.2% いた 障がいへの配慮がなく、 8.2 46.1% 我慢して避難生活をした いな かった 34.0% 無回答 32.8 n=966 n=966

また、今後、地震や台風等の大きな災害が起きた場合に心配なこととしては、「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」の32.2%が最も高く、これに「正確な情報が伝わってこない」(28.3%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(27.8%)、「安全なところまで、すぐ避難することができない」(25.3%)、「被害状況や避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(20.9%)、「どこに連絡すべきかわからない」(18.1%)、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(17.1%)が続いています。

■今後、地震や台風等の大きな災害が起きた場合に心配なこと



障がい別にみた上位の項目は、以下のとおりです。

■身体障害者手帳 1~2級

「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」(37.3%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(31.4%)、「安全なところまで、すぐ避難することができない」(31.4%)

■身体障害者手帳 3~4級

「正確な情報が伝わってこない」(29.7%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(28.4%)、「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」(24.5%)

■身体障害者手帳 5~6 級

「正確な情報が伝わってこない」(27.7%)、「安全なところまで、すぐ避難することができない」(20.2%)、「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」(16.0%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(16.0%)

■療育手帳A判定

「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」(60.5%)、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(34.2%)、「安全なところまで、すぐ避難することができない」(26.3%)

■療育手帳B判定

「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」(42.4%)、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(33.3%)、「被害状況や避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(28.3%)

■精神保健福祉手帳

「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」(40.7%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(38.1%)、「被害状況や避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(36.3%)

■難病認定

「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」(47.2%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(41.7%)、「安全なところまで、すぐ避難することができない」(36.1%)

■発達障害の診断あり

「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」(55.9%)、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(44.1%)、「被害状況や避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(30.6%)

■高次脳機能障害診断あり

「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」(42.3%)、「安全なところまで、すぐ避難することができない」(39.4%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(26.8%)

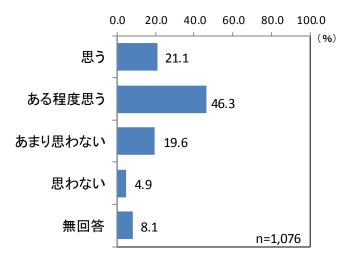
■ 5. 行政の施策、取組みに対する要望等

(1)暮らしにくいと思っている層への対応

合志市は障がいのある人にとって暮らしやすいかについては、「ある程度思う」46.3%、「思う」21.1%、「あまり思わない」19.6%となっています。「あまり思わない」と「思わない」を合わせた人の割合は、24.5%となっています。 このうち、「高次脳機能障害診断あり」(29.6%)、「精神障害者保健福祉手帳交付者」(28.3%)、「身体障害者手帳3~4級」(28.1%)で"暮らしにくい"と思っている人の割合がやや高くなっています。

障がい者としてのニーズで共通する部分もありますが、今後は年齢や障がいの内容により、特有のニーズがあることを想定した施策や取組みを展開していく必要があります。

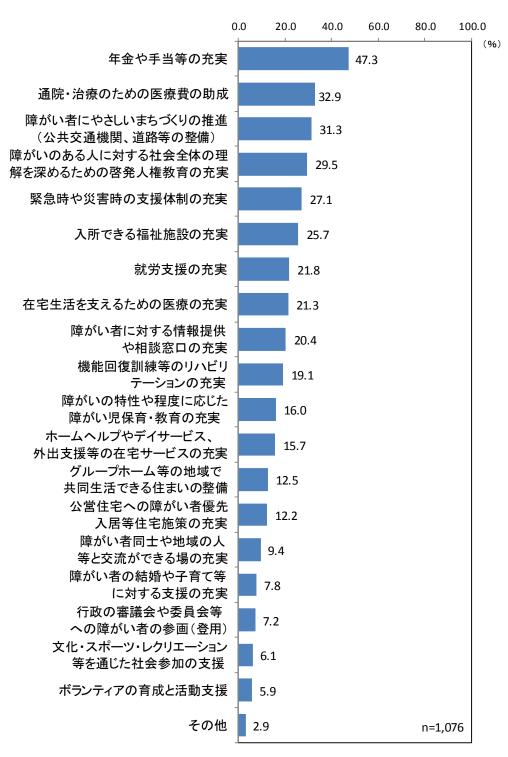
■合志市の暮らしやすさに対する評価



(2) 障がいの内容に応じた施策、取組みが必要

行政(国、県、市)でさらに充実すべきこととしては、「年金や手当等の充実」の47.3%が最も高く、これに「通院・治療のための医療の充実」(32.9%)、「障がい者にやさしいまちづくりの推進(公共交通機関、道路等の整備)」(31.3%)、「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(29.5%)、「緊急時や災害時の支援体制づくり」(27.1%)が続いています。

■充実すべき行政の施策



障がいの内容によって充実すべきことは、以下のように特徴があることから、それぞれのニーズに応じたきめ細かな対応が求められています。

■身体障害者手帳 1~2 級

「年金や手当等の充実」(43.7%)、「通院・治療のための医療費の助成」(31.9%)、「障がい者にやさしいまちづくりの推進(公共交通機関、道路等の整備)」(31.9%)

■身体障害者手帳 3~4 級

「年金や手当等の充実」(47.4%)、「通院・治療のための医療費の助成」(38.9%)、「障がい者にやさしいまちづくりの推進(公共交通機関、道路等の整備)」(31.0%)

■身体障害者手帳 5~6 級

「年金や手当等の充実」(40.4%)、「緊急時や災害時の支援体制づくり」(28.7%)、「入所できる福祉施設の充実」(27.7%)、「障がい者にやさしいまちづくりの推進(公共交通機関、道路等の整備)」(27.7%)

■療育手帳A判定

「入所できる福祉施設の充実」(46.1%)、「年金や手当等の充実」(36.8%)、「緊急時や災害時の支援体制づくり」(32.9%)

■療育手帳B判定

「就労支援の充実(働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援等)」(59.6%)、「年金や手当等の充実」(55.6%)、「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(48.5%)

■精神保健福祉手帳

「年金や手当等の充実」(63.7%)、「就労支援の充実(働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援等)」(44.2%)、「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(40.7%)、「通院・治療のための医療費の助成」(40.7%)

■難病認定

「年金や手当等の充実」(52.8%)、「通院・治療のための医療費の助成」(34.3%)、「緊急時や災害時の支援体制づくり」(33.3%)

■発達障害の診断あり

「年金や手当等の充実」(55.9%)、「就労支援の充実(働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援等)」(55.0%)、「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(46.8%)

■高次脳機能障害診断あり

「年金や手当等の充実」(45.1%)、「機能回復訓練等のリハビリテーションの充実」(38.0%)、「通院・治療のための医療費の助成」(38.0%)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

(1) 本市における障がい者福祉施策の足跡と国の動向等

本市では、平成18年3月、障害者自立支援法の施行など社会福祉制度の 改革や、多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため、「第1期合 志市障がい者計画」を策定しました。平成24年3月には第1期計画を継承 した「第2期合志市障がい者福祉計画」(計画期間:平成24年度~平成29年度)を策定しました。

この第2期計画は、「障がいのある人もない人も 共に生き、ささえあうまち こうし」を理念とし、これを実現するために、「障がいのある人の権利と尊厳が保障されるまちづくり」、「障がいのある人が適切な福祉サービスを利用できるまちづくり」、「障がいのある人がいきいきと社会参加できるまちづくり」の3つの基本方向を掲げ、障がい者福祉の推進を図ってきました。

一方、社会情勢や法制度が大きく変化する中、平成25年9月、障害者基本法に基づく新たな第3次障害者基本計画が閣議決定されたことにより、都道府県及び市町村では、この計画を参考とした障がい者を対象とする基本計画の改定が求められるようになりました。さらに、国の新計画の基本理念では、障害者基本法第1条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者等の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図ることになっています。このような方針に基づいて、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策が国をあげて総合的かつ計画的に展開されようとしています。

(2)基本理念とまちづくり目標

本市がこれまでの計画で実現を目指してきた「障がいのある人もない人も 共に生き、ささえあうまち こうし」という内容は、障害者基本法第1条に 規定される内容と非常に近い理念です。従って、前計画で掲げた基本的な考 え方を引き継ぐことにします。

障がいのある人もない人も 共に生き、ささえあうまち こうし

また、以下の2つのまちづくり目標(障害者基本法第3条、同第4条に規定)に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

まちづくり目標① みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- ・障がいのある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- ・障がいのある人みんなに対して分かりやすい表現を使います。
- 障がいのある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができて、地域でみんなと一緒に暮らせるようにします。
- ・障がいのある人みんなが、ことばや必要な気持ちを伝える方法(点字、 手話、要約筆記、筆談)で、そのための情報を手に入れたり、使った りできるようにします。

まちづくり目標② 差別のない安心して暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- 障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくります。
- 障がいのある人が日常生活を送るうえで障壁となる事務や慣行がある 場合は、その社会的障壁をなくすための合理的な配慮をします。
- 差別とは何かを伝え、差別をなくすために必要な情報を集め、整理し、 欲しい人に手に入るようにします。

■ 2. 基本方針

以下の9つの基本方針に基づき、共生社会の実現に向けた障がい者等の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 日常生活を支える福祉サービス等の充実

すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がい者等が人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 障害福祉サービス等の充実を図ります。

- 障がいのある人が、いろいろな困ったことを相談できるようにします。
- 住みなれた身近な地域で暮らせるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実します。
- 障がいのある人が、乳幼児期から大人になるまで一貫した手助けが受けられるようにします。
- 入所施設などにいる人が、施設から出て地域で暮らせるように努めます。
- 「自分のことは自分で決める」という、自己決定を大切にします。自分で決めることが難しい人には、決めるための手助けをします。

(2)健康に暮らすための支援

障がいの発生予防・早期発見に努めるとともに、障がいのある人が身近な 地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることがで きるよう、提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、 地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り 組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予 防・治療の充実を図ります。

- ・障がいのある人が、身近な地域で病院や歯科医院へ通うことができるようにします。
- 精神的な病気で長く入院している人が退院したときに、身近な地域で 生活できるようにします。
- ・難病の人と家族の暮らしを手助けしたりします。
- ・障がいのもとになる病気やけがを少しでも防ぐことができるような取組みをします。

(3)学校や芸術活動、スポーツなどへの支援

障がいのある児童生徒が必要な支援の下、その年齢、能力及び特性に応じた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。また、障がい者等が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

- 障がいのある人、一人ひとりに合った教育を受けられるようにします。
- 障がいのあるなしに関係なく、十分な教育をできるだけいっしょに受けられるようにします。
- ・障がいのある人がいろいろな芸術活動(絵を描く、演奏を聴くなど) やスポーツを楽しめるようにします。
- 学校の建物や教室などを使いやすくします。
- ・障がいのある子どもに合った教育が受けられるよう、学校の先生の研修会や勉強会を開きます。
- ・障がいがあっても、学校などで勉強できる環境を整えます。
- ・障がいのある人の芸術活動やスポーツが広まるようにします。
- ・障がいのある人が映画などの娯楽やレジャーを楽しむことができるように手助けします。

(4)働くことへの支援

一般就労を希望する障がい者等にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者等には就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。併せて、年金の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

- 障がいのある人が働くことができるよう、いろいろな手助けをします。
- 障がいがあっても会社で働く人が増えるようにします。
- ・職場での差別や虐待(無視やいじめなど)をなくしていきます。
- 身近な地域で仕事をみつけるための相談ができるようにします。
- 会社で働くことが難しい人のために、手助けを受けながら働くことができる福祉サービスを用意します。
- ・働くための手助けとあわせて、障害年金や福祉手当など、生活のため に必要な手続きを手助けします。

(5) 住まいや生活する場所を良くする支援

障がい者等が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等の バリアフリー化を推進します。

- ・ 障がいがあっても、できるだけ住みなれた身近な地域で暮らすことが できるように、住む場所や公共施設を使いやすくします。
- 障がいがあっても市営住宅を増やしたり、住宅改造の支援をして、身 近な地域で住みやすくなるようにします。
- 地域で暮らすための住まい(グループホームなど)を増やします。
- ・電車やバスなどの乗り物を乗りやすくなるように交通事業者に働きかけます。
- 役所や公園など、たくさんの人が使う場所を使いやすくします。
- ・火事や地震などが起きたとき、周りの人が助けてくれるような仕組みをつくります。

(6)情報を伝えるための支援

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

- ・障がいのある人が情報を集めやすくするための方法を考えます。
- 目や耳に障がいのある人でもテレビやビデオ、電話やインターネット などを使って情報を集めることができるようにします。
- ・障がいがあることで話すことや聞くことが難しいときに、手助けする 人を増やします。
- ・役所からのお知らせは、障がいのある人にもわかりやすいようにします。

※意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲 ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がい者や発達障 害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあり、多様に考えられます。

(7)安全に暮らすための支援

防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。このことにより、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる環境の実現を目指します。

- ・障がいのある人が安全に暮らせるよう、地震や台風などの災害へ備え、 犯罪(盗みや暴力など)に巻き込こまれないようにします。
- ・地震や台風などの災害が起きたときにそなえ、災害時の避難・救助体制等の充実や多様な情報伝達を行う体制を整え、皆さんが困らないようにします。
- 地域の人や警察の職員に障がいのある人のことを知ってもらい、犯罪 へ巻き込こまれないようにします。
- 障がいのある人がいらないものを無理に買わされたり、悪い人にだま されたりしないようにします。

(8) 障がいのある人の権利を守るための取組み

障害者差別解消法等に基づき障がいを理由とする差別の解消に取組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者等の権利擁護のための取組みを推進します。

- ・ 障がいのある人もない人も、みんながお互いのことを大切にする社会 をめざします。
- ・障がいを理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)をなくしていきます。
- ・障がいのある人がいやな思いをしたときに、相談しやすくします。
- 障がいを理由とする差別をなくし、もめごとを解決したりする仕組み をととのえます。
- 自分で決めることが難しい人の手助けの仕組みをより良くします。

(9)役所や選挙などでの心配り

障がい者等が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者等がその権利を円滑に行使することができるように、選挙における配慮などを行います。

- ・役所で働く人は、障がいのことについて勉強して、理解するようにします。また、障がいがあっても選挙に参加できるような環境を整えます。
- ・障がいがあっても役所でのいろいろな手続き(申込みなど)ができるように、必要な手助けをします。
- ・障がいがあっても選挙に参加できるよう、投票する場所へ出入りしや すくするなど、手助けの仕組みをつくります。

■3. 施策体系

基本理念 障がいのある人もない人も 共に生き、ささえあうまち こうし

まちづくり目標1

みんなといっしょに 自分らしく暮らせるまち

まちづくり目標2

差別のない安心して 暮らせるまち

【基本方針と主要施策】

1. 日常生活を支える福祉サービス等の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 生活を支援するサービスの充実
- (3) 地域生活への移行支援
- (4) 重度障がい児者への支援
- (5) 早期療育の充実
- (6)情報提供の充実とサービスの質の向上

2. 健康に暮らすための支援

- (1) 障がいの発生予防及び早期発見
- (2) 精神保健・医療施策の推進
- (3) 医療・リハビリテーションの充実
- (4)保健・医療・福祉の連携強化

3. 学校や芸術活動、スポーツなどへの支援

- (1) 相談・支援体制の拡充
- (2) 幼児期における共に育つ場及び機会の拡充
- (3) 学校教育の充実
- (4) 学校等のバリアフリーの充実
- (5) 学校卒業後の多様な進路の確保
- (6) スポーツ、文化芸術活動の振興

4. 働くことへの支援

- (1) 就労の推進
- (2) 市役所における障がい者雇用の推進
- (3) 障がい者等の雇用・就労機会の拡充と 賃金・工賃水準の引き上げ
- (4)福祉的就労の場等の充実
- (5) 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充

5. 住まいや生活する場所を良くする支援

- (1)福祉環境整備の促進
- (2) 住宅・住環境の整備推進

6. 情報を伝えるための支援

- (1)情報のバリアフリー化の推進
- (2)情報・意思疎通の支援の充実

7. 安全に暮らすための支援

- (1) 災害時の避難・救助体制等の充実
- (2) 災害時の多様な情報伝達の実施
- (3) 防犯教室等による啓発活動の実施

8. 障がいのある人の権利を守るための支援

- (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり
- (3) 成年後見制度の周知・普及

9. 役所や選挙などでの心配り

- (1) 市役所における配慮及び障がい者理解の促進等
- (2)選挙における配慮

第4章 施策の方向

前章に示した施策の基本的な考え方に基づき、それぞれの施策の方向性を定めて取組みを推進します。

■1. 日常生活を支える福祉サービス等の充実

すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がい者等が人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 障害福祉サービス等の充実を図ります。

- ・障がいのある人が、いろいろな困ったことを相談できるようにします。
- 住みなれた身近な地域で暮らせるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実します。
- 障がいのある人が、乳幼児期から大人になるまで一貫した手助けが受けられるようにします。
- 入所施設などにいる人が、施設から出て地域で暮らせるように努めます。
- 「自分のことは自分で決める」という、自己決定を大切にします。自分で決めることが難しい人には、決めるための手助けをします。

(1) 現状と課題

障がい者等が個人としてその尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むためには、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、障がいのある人たちが自ら居住する場所を選択できる環境を整えることが大切です。また、本人の意向を尊重したうえで施設入所者や退院可能な精神障がいのある人が生活の場を、地域生活へと移行できる環境を整えることも求められており、相談支援体制の整備や住宅、グループホームなどの生活の場の確保と質の向上等が課題となっています。

こうした環境を整えていくためには、医療機関との連携、相談支援体制や生活支援サービスの充実、地域生活への移行支援、重度障がい児者への支援、情報提供の充実とサービスの質の向上など、単一のサービス提供ではなく複合的な利用者本位のサービス提供体制の仕組みを構築していくことが重要です。

さらに、「児童福祉法」の改正により事業が再編され、身近な地域で支援が 受けられる療育体制の構築が求められています。

本市では、相談支援事業所などが障がいの早期発見・早期療育を目的として、主に就学前児童の発達相談や療育を行っていますが、相談を希望する児童数が増加しています。また、自閉症などの発達障害のある障がい児も増加しており、相談支援や必要な情報の発信、普及・啓発等が求められています。

※「第2章 本市における障がい福祉の現状と課題」の「難病、発達障害、高次脳機能障害等への対応」(15ページ)、「入所・入院者の地域移行に備えた環境整備」(17ページ)、「障がい児が暮らしやすくなるために必要なこと」(24ページ)、「認知度、利用状況が低い相談支援機関」(27ページ)参照。

(2) 施策の方向

以下の6つの施策で日常生活を支える福祉サービス等の充実を図ります。



①相談支援体制の充実

(ア) 障がい者等が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市役所や保健所だけでな く身近なところで相談や支援が受けられる体制の整備を推進します。

②生活を支援するサービスの充実

- (ア) 障がい者等が住み慣れた地域で生活し、さまざまな分野でいきいきと活動できるようにすることを目的とした日常生活を支援する在宅サービスを拡充します。また、常時介護を必要とする障がい者等への医療的ケアを含む在宅における適切な支援のあり方を検討します。
- (イ) 障がい者等の社会参加をより円滑にするために、外出支援策を推進します。
- (ウ) 地域でいきいきとした生活を送ることができ、社会参加や社会活動を促進するため、さまざまな日中活動の場の充実を図ります。
- (工) 一般就労を促進するとともに、自立した生活基盤の確保や働くことの生きがいにつながる福祉的就労の場等の充実を図ります。
- (オ) 障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる住まい や生活の場の確保を図ります。
- (力) 地域で安定的な生活を送れるよう、各種手当の支給や医療費の助成等を行います。

③地域生活への移行支援

(ア)施設入所者や退院可能な精神障がい者等が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行するための支援を行います。

④重度障がい児者への支援

- (ア)重度障がい児者の生活の場の確保を図るとともに、在宅の重度障がい児者の日中活動の場を確保するため、通所施設等での在宅支援策のあり方を検討します。
- (イ) 地域生活の継続が困難な重度の障がい児者の意向を十分に尊重したうえで、生活の場としての入所施設の確保を図ります。

⑤早期療育の充実

- (ア)より身近な地域で障がいの早期発見、早期療育が可能となるよう早期療育 体制の充実を図ります。
- (イ)発達障害など多様化する児童の障がいへの専門的な対応が可能となるよう、相談支援や職員研修の充実を図ります。

⑥情報提供の充実とサービスの質の向上

(ア) 障がい者等が自分に合った事業者やサービス内容を適切に選べるよう、情報提供に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。

(3)施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)相談支援体制の充実	①相談支援事業 障がい者等の保護者、介護者等からの相談に応じ、 必要な支援を行います。 また、虐待の防止及び早期発見のための関係機関 との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい 相談支援体制の充実に取り組みます。	福祉課
(2)生活を支援するサービ スの充実	①移動支援事業 屋外での移動が困難な障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図ります。	福祉課
	②同行援護 視覚障がい者に対して、外出時に同行し、移動に必 要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護事業 の充実を図ります。	福祉課
	③手話通訳者等の派遣事業 聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通 支援の充実を図ります。	福祉課
	④日中活動の場の充実障がい福祉サービスに加え、地域活動支援センターの利用を促進するなど、多様な日中活動の充実に努めます。	福祉課
	⑤就労継続支援事業 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会 の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識 や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の 充実に努めます。	福祉課

	⑥日常生活用具給付事業	福祉課
	日常生活上の便宜を図るために重度障がい者等に	
	給付する日常生活用具について、その利用を促進し	
	ます。	
	⑦短期入所	福祉課
	在宅障がい者等の介護者が、病気等により一時的	
	に介護できなくなった時に、障がい者等が施設に短期	
	間入所し、入浴や排泄、食事等のサービスを提供する	
	短期入所事業の充実に努めます。	
	8 特別障害者手当等の制度の周知	福祉課
	特別障害者手当等の各種手当等の制度を広報紙	
	やホームページ等により周知に努めます。	
	 ⑨重度心身障がい者医療費助成事業、自立支援	福祉課
	医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)制度の	
	周知	
	障がい者等が医療機関を受診した場合に、医療費	
	の自己負担相当額の一部を助成する各種医療制度に	
	ついて、広報紙やホームページ等により周知に努めま	
	す。	
(3)地域生活への移行支	①障害福祉サービスの利用促進	
 援	障がい者等が、医療機関を退院し、地域等へと移	
	 行する際、適切な障害福祉サービスの利用を促進	
	し、社会復帰を支援します。	
	 ②医療保護入院者の地域移行支援	健康づく
	県及び保健所と連携し、本市における精神科病院	り推進課
	に入院している精神障害者の実態の把握、精神障が	福祉課
	い者の地域生活支援のための福祉サービス提供体	144 144 K
	制の整備、様々な関係者が情報共有や連携を行う体	
	制を構築するための協議の場の設置、庁内関係機関	
	との協力体制の確立など地域移行に向けた支援を	
	行います。	
	14. 51.76	

(4)重度障がい児者等へ	①重度障がい児者等への支援	福祉課
の支援	重度心身障害者医療費の助成、各種障がい福祉サ	
	ービスの提供等により、重度障がい者等の日常生活	
	及び社会生活の充実に資するよう努めるものとし	
	ます。	
(5)早期療育の充実	①早期療育の充実	福祉課
	在宅の重症心身障がい児者、知的障がい児、身体	
	障がい児、発達障害児、障がいの疑いのある児童及	
	びその家族等に対して、身近な地域で療育指導、相	
	談等が受けられる療育の機能の充実を図ります。	
(6)情報提供の充実とサー	①相談支援事業	福祉課
ビスの質の向上	障がい者等の保護者、介護者等からの相談に応	
	じ、必要な支援を行います。	
	また、虐待の防止及びその早期発見のための関係	
	機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用し	
	やすい相談支援体制の充実に取り組みます。	
	②ホームページ等の充実	福祉課
	障がい福祉制度全般についてまとめ、改正等の内	
	容を分かりやすくするなど内容の充実に努めます。	

■ 2. 健康に暮らすための支援

障がいの発生予防・早期発見に努めるとともに、障がいのある人が身近な 地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることがで きるよう、提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、 地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り 組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予 防・治療の充実を図ります。

- ・障がいのある人が、身近な地域で病院や歯科医院へ通うことができるようにします。
- 精神的な病気で長く入院している人が退院したときに、身近な地域で 生活できるようにします。
- 難病の人と家族の暮らしを手助けしたりします。
- ・障がいのもとになる病気やけがを少しでも防ぐことができるような取 組みをします。

(1) 現状と課題

障がいを早期に発見し、重症化しないようにするためには、健康診査の実施や気軽に相談でき、早期に療育を受けられる体制が必要です。

このため本市では乳幼児健康診査等を行っているところですが、近年は発達相談関係の利用者が増えてきていることもあり、今後は関係機関等との連携のもとで障がいの早期発見・早期療育が可能となるような体制整備がより一層求められています。

20 歳以上での障がいの原因としては、交通事故などによるけがのほか、 生活習慣病が原因であることも多いため、本市では生活習慣病の発症予防及 び重症化の予防等を目的として策定した「合志市健康増進計画」等により、 市民の健康づくりを支援しています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数が増加傾向(12ページ参照)にあることから、正しい知識の普及によるこころの健康づくりの推進など、精神保健・医療施策のさらなる充実が必要です。

難病については、誰でも発症する可能性があり、発症した場合、原因不明で治療法も確立されていないことから、精神的にも経済的にも大きな負担となります。これらの方々の不安の軽減を図るための相談・支援を行うとともに、患者への保健・医療・福祉施策のさらなる充実が求められています。

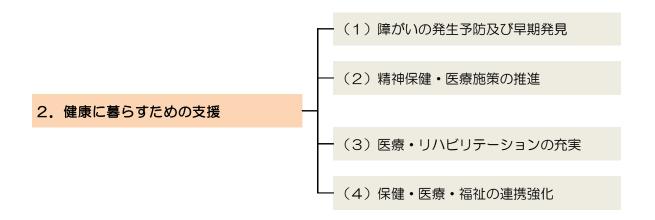
主として身体障がい者や高次脳機能障害等のある方に対しては、相談から医療・訓練指導を経て社会復帰にいたるまでの一貫したリハビリテーション

の提供が必要です。今後も、リハビリテーションの専門性のさらなる向上と 関係機関との連携強化等の取組みが求められています。

※「第2章 本市における障がい福祉の現状と課題」の「精神障害者保健福祉手帳所持者数と対人口比」(12ページ)と「難病、発達障害、高次脳機能障害等への対応」(15ページ)参照。

(2) 施策の方向

以下の4つの施策で健康に暮らすための支援を行います。



①障がいの発生予防及び早期発見

- (ア) 障がいの早期発見を推進するために、乳幼児健康診査による障がいの早期発見体制づくりを進めます。また、障がい児の育児にかかる相談体制を充実するとともに、療育機関等の関係機関との連携強化を促進します。
- (イ) 障がい児相談支援事業の拡充に努めるとともに、児童の個々の状況に応じた療育支援ができるように努めます。
- (ウ)脳卒中後遺症や透析など生涯にわたる障がいを予防するため、生活習慣病の予防と早期発見を図る健康教育・健康診査等の実施に努めます。

②精神保健・医療施策の推進

- (ア) 精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布 などの広報を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見 と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発のほか、 精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。
- (イ) 保健所、医療機関、福祉事務所、相談支援事業者など関係機関同士の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人や家族への支援策のさらなる充実について検討します。
- (ウ) 相談支援事業者等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応など、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。

③医療・リハビリテーションの充実

- (ア) 障がい者等が、身近な場所で必要かつ適切な医療の提供が受けられる環境を整えます。
- (イ) 自立した地域生活や職場及び社会復帰に向け、適切なリハビリテーション の提供体制の充実を図ります。

④保健・医療・福祉の連携強化

- (ア)「障害者総合支援法」の施行により新たに障がい者の範囲に加えられた難病患者等を含め、支援を必要とする方々が安心して生活を送ることができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のないサービスが提供できる体制づくりを進めます。
- (イ) 難病患者については、国や県の動向を注視しつつ実態把握に努め、必要な 施策を実施していきます。

(3)施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)障がいの発生予防及び	①乳幼児健診による障がいの早期発見	健康づくり推
早期発見	乳幼児健診の結果により、発達の遅れが考	進課
	えられる乳幼児については、専門の療育機関	
	等へつなぎます。	
	②各種健診の推進	健康づくり推
	生活習慣病の予防・早期発見を図るため各	進課
	種健(検)診の受診を促すための健康講座等	
	を開催し、健康づくりの意識向上に結びつく 取り組みを行います。	
	以り組みで11~より。	
	 ③健康教育、健康相談	健康づくり推
	健康づくりに関する正しい知識の普及啓	進課
	 発、生活習慣病等による相談対応を行います。	
(2)精神保健・医療の施策の	①精神保健活動の推進	健康づくり推
推進	精神保健活動の推進のため、こころの健康	進課
	づくりに関する知識の普及啓発及びこころの	福祉課
	健康に関する相談機会の周知を行います。	
	②相談支援事業者等との連携	[]
	精神障がい者が地域で安心して生活できる	福祉課
	よう、相談支援事業者や関係機関と連携した	
	支援を行います。	
	 ③医療保護入院者の地域移行支援(再掲)	健康づくり推
	県及び保健所と連携し、本市における精神	進課
	科病院に入院している精神障害者の実態の把	福祉課
	握、精神障がい者の地域生活支援のための福	
	祉サービス提供体制の整備、様々な関係者が	
	情報共有や連携を行う体制を構築するための	
	協議の場の設置、庁内関係機関との協力体制	

(3)医療・リハビリテーション	の確立など地域移行に向けた支援を行います。 ①適正な医療の提供	福祉課
の充実	障がい者等が適正な医療が受けられるよう に支援します。	
	②自立訓練等の訓練等給付 障がい者等が医療機関を退院し、地域又は 施設へと移行する際に、引き続き継続的にリ ハビリテーションに取り組めるように、広報 等を通じて、関係機関及び対象者への情報提 供を行い、自立訓練等の訓練等給付の利用に よる社会復帰を支援します。	福祉課
(4)保健・医療・福祉の連携 強化	①障がい者自立支援協議会の充実 保健・医療・福祉の関係機関との連携強化 を図り、活動の充実に努めます。	福祉課

■3. 学校や芸術活動、スポーツなどへの支援

障がいのある児童生徒が必要な支援の下、その年齢、能力及び特性に応じた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。また、障がい者等が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

- ・障がいのある人、一人ひとりに合った教育を受けられるようにします。
- 障がいのあるなしに関係なく、十分な教育をできるだけいっしょに受けられるようにします。
- ・障がいのある人がいろいろな芸術活動(絵を描く、演奏を聴くなど) やスポーツを楽しめるようにします。
- 学校の建物や教室などを使いやすくします。
- ・障がいのある子どもに合った教育が受けられるよう、学校の先生の研修会や勉強会を開きます。
- ・障がいがあっても、学校などで勉強できる環境を整えます。
- ・障がいのある人の芸術活動やスポーツが広まるようにします。
- ・障がいのある人が映画などの娯楽やレジャーを楽しむことができるように手助けします。

(1) 現状と課題

身近な地域で支援が受けられる療育体制の構築が求められています。

相談支援事業所や発達障害者支援センターが障がいの早期発見・早期療育を目的として、主に就学前児童の発達相談や療育を行っていますが、相談を希望する児童数が増加しています。また、自閉症などの発達障害を有する障がい児も増加しており、相談支援や必要な情報の発信、普及・啓発等が求められています。

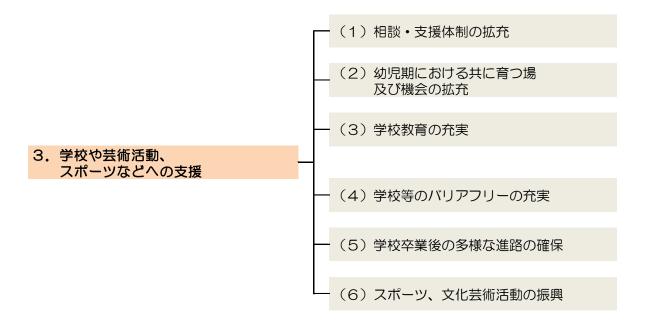
本市内の義務教育段階の障がいのある児童生徒は、特別支援学校や市立の 小・中学校の特別支援学級で教育を受けており、障がいの種別や程度に応じ た学級の整備に努めています。通常の学級にも、発達障害等の障がいのある 児童生徒が在籍しており、今後も一人ひとりの障がいの状態に応じた教育が 求められています。

また、障がい児者がさまざまなスポーツや文化活動に参加でき、生活の質を高めてもらえるような環境整備も求められています。

※「第2章 本市における障がい福祉の現状と課題」の「余暇活動や社会活動への支援」、「学校卒業後の進路希望」、「障がい児が暮らしやすくなるために必要なこと」(22~24ページ)参照。

(2) 施策の方向

以下の6つの施策で学校や芸術活動、スポーツなどへの支援を行います。



①相談・支援体制の拡充

- (ア) 就学前、就学期、卒業後などライフステージのあらゆる段階を通じて 一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- (イ)学齢期における共に学ぶ環境づくりを進めます。
- (ウ) 障がい者等の社会参加を促進するため、生涯を通じて学習できる機会を整えます。

②幼児期における共に育つ場及び機会の拡充

(ア) 幼児期において、共に育つ場の機会を拡充するため、幼稚園や保育所における障がい児の受け入れ等を推進します。

③学校教育の充実

- (ア) 障がいの有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら学んでいく ことができるよう、障がいの状態に応じたさまざまな学びの場の選択 肢の確保に努めます。
- (イ)市内にある幼稚園・保育園、小・中学校のすべての教職員を対象とした研修の充実を図ります。

④学校等のバリアフリーの充実

(ア) 障がい者用トイレやスロープの設置、教育介護補助員等の人的配置などのバリアフリーの充実を図ります。

⑤学校卒業後の多様な進路の確保

(ア)特別支援学校や高等学校などでの就労指導・進路指導の充実に努めます。

⑥スポーツ、文化芸術活動の振興

(ア) 障がい者等がさまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図るとともに、スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流や国際交流を支援します。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)相談・支援体制の拡充	①相談支援事業(再掲) 障がい者等の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。 また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。	福祉課
	②学習機会の充実 市主催の市民講座等と連携した講座などを 通じて学習機会の充実に努めます。	生涯学習課
(2)幼児期における共に育つ 場及び機会の拡充	①幼稚園、保育所への受入 障がいのある児童が幼稚園、保育所へ入園、 入所した場合、一般の児童とともに集団保 育・生活を行うことで当該児童の心身の発達 を促します。	子育て支援課 学校教育課
(3)学校教育の充実	①就学相談 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的 ニーズに応じた教育が受けることができるよ	学校教育課

	うに、就学先についての保護者への説明並びに保護者の意見等を踏まえながら、就学相談等を行います。 ②特別支援教育研修会	学校教育課
	各学校における特別支援教育の充実のために、各学校の特別支援教育担当者を対象に、 専門家の講話や実践発表、研修会を開催する ことにより教職員の専門性を高めます。	
(4)学校等のバリアフリーの 充実	①教育介護補助員等の活用 市立小中学校において、発達障害、肢体不 自由等の障がいがある児童生徒の学校生活上 の介助や学習活動上の支援を行うため、教育 介護補助員・教育活動支援員を活用します。	学校教育課
	②学校等施設のバリアフリー化 学校等の公共施設の新築または改修工事時 においてバリアフリー化に関する確認を行 い、ハード面からのバリアフリー化の充実を 図ります。	学校教育課
(5)学校卒業後の多様な進 路の確保	①関係機関との連携 学校卒業予定の生徒について、生徒にあった就労体系について障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業者等との連携を図り、情報を共有するとともに進路確保に向けた調整を行います。	福祉課
(6)スポーツ、文化芸術活動の振興	①スポーツ大会への参加促進 障がい者等の体力向上及び障がい者スポーツの普及を図るため障がい者スポレク大会への参加を促します。	福祉課
	②芸術文化催事の開催 障がいによる芸術文化催事の開催を支援し ます。	福祉課

■ 4. 働くことへの支援

一般就労を希望する障がい者等にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者等には就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。併せて、年金の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

- 障がいのある人が働くことができるよう、いろいろな手助けをします。
- ・障がいがあっても会社で働く人が増えるようにします。
- ・ 職場での差別や虐待 (無視やいじめなど) をなくしていきます。
- 身近な地域で仕事をみつけるための相談ができるようにします。
- 会社で働くことが難しい人のために、手助けを受けながら働くことができる福祉サービスを用意します。
- ・働くための手助けとあわせて、障害年金や福祉手当など、生活のため に必要な手続きを手助けします。

(1) 現状と課題

雇用や就業への支援は、障がい者等が地域で自立した生活を送るための所得の確保や働くことによる生きがいづくりにつながることから、非常に重要な施策です。

現状をみると、障がい者等の就労意欲は高いものの就職状況は非常に厳しいものがあるほか、法定雇用率に達していない企業も依然としてみられます。 平成25年4月から法定雇用率が引き上げられました。平成30年4月からは精神障がい者の雇用が義務化されることになっており、障がい者等の就

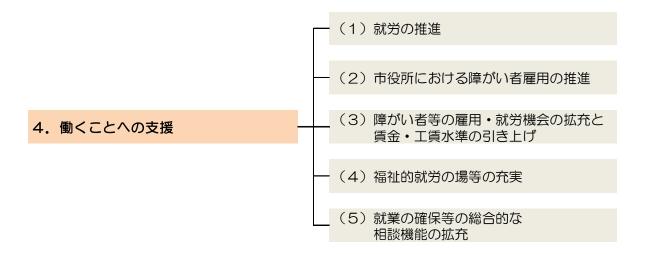
業促進がいっそう求められるようになってきています。 職場環境への適応が困難であったり、厳しい雇用環境に離職を余儀なくされたりする障がい者等も少なくありません。こういった人たちへの再就職に

向けた支援や雇用を継続するための支援も課題になっています。

※「第2章 本市における障がい福祉の現状と課題」の「平日、日中の過ごし方への 支援」、「就労に係る支援」(20~21 ページ)参照。

(2) 施策の方向

以下の5つの施策で働くことへの支援を図ります。



①就労の推進

(ア)国(ハローワーク)や県の雇用促進事業との連携をより密にし、雇用 を促進するための啓発活動を進めます。

②市役所における障がい者雇用の推進

(ア)計画的な職員採用など、民間企業に率先して障がい者雇用の推進を図ります。

③障がい者等の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ

(ア)「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、市内における障がい者雇用を推進している企業や団体への支援や障がい者就労施設等の製品の販売支援の推進を図ります。

④福祉的就労の場等の充実

(ア)自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの 創出を目的とした質の高い福祉的就労の場等の充実を図ります。

⑤就業の確保等の総合的な相談機能の拡充

(ア)相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や 就労移行支援事業所の通所者等の就業を促進します。

(3)施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)就労の推進	①就労支援情報の提供	福祉課
	国、県等による障がい者の職業訓練、就職面	
	談会等の広報を行います。	
(2)市役所における障がい者	①市職員採用選考試験の実施	総務課
雇用の推進	障がい者を対象とした職員採用選考試験を	
	実施し、障がい者雇用の推進を図ります。	
(3)障がい者等の雇用・就労	①障がい者優先調達の推進	福祉課
機会の拡充と賃金・工賃水	「障害者優先調達法」の趣旨に基づき、障が	
準の引き上げ	い者就労施設等から提供可能な物品等につい	
	て情報収集を行うとともに、全庁的な取り組み	
	を推進します。	
(4)福祉的就労の場等の充実	①就労継続支援事業	福祉課
	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労	
	の機会の提供や生産活動の機会の提供、知識や	
	能力向上のための訓練を行う就労継続支援事	
	業のサービスの質の向上を含めた充実に努め	
	ます。	
(5)就業の確保等の総合的な	①福祉施設利用者の一般就労への支援	福祉課
相談機能の拡充	福祉施設を利用している障がい者の一般就	
	労への移行を推進するため、就労移行支援事業	
	の利用を推進します。	

5. 住まいや生活する場所を良くする支援

障がい者等が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等の バリアフリー化を推進します。

- 障がいがあっても、できるだけ住みなれた身近な地域で暮らすことができるように、住む場所や公共施設を使いやすくします。
- ・障がいがあっても市営住宅を増やしたり、住宅改造の支援をして、身 近な地域で住みやすくなるようにします。
- 地域で暮らすための住まい(グループホームなど)を増やします。
- ・電車やバスなどの乗り物を乗りやすくなるように交通事業者に働きかけます。
- 役所や公園など、たくさんの人が使う場所を使いやすくします。
- ・火事や地震などが起きたとき、周りの人が助けてくれるような仕組みをつくります。

(1)現状と課題

障がい者等が社会参加する際のさまざまなニーズに対応していくには、長期的で段階を踏んだバリアフリー化を推進していく必要があります。また、道路や建物等のハード整備だけでなく、外出に付き添う人などボランティア等の人的な援助体制も構築していくことが重要です。

このほか障がい者等が地域で自立して生活できる多様な暮らしの場の確保も極めて重要な課題です。

% 「第 2 章 本市における障がい福祉の現状と課題」の「障がい者が困難なく外出できる環境の整備」($18\sim19$ ページ)参照。

(2) 施策の方向

以下の2つの施策で住まいや生活する場所を良くする支援を行います。

 5. 住まいや生活する場所を良くする支援
 (1)福祉環境整備の促進

 (2)住宅・住環境の整備推進

①福祉環境整備の促進

- (ア)すべての人が建築物、道路、公園、公共交通機関等が利用しやすくなるよう都市環境の整備を促進します。
- (イ)ハード整備だけでなく、人材育成やボランティア等による協力を促進 し、人的支援体制づくりを推進します。

②住宅・住環境の整備推進

- (ア)市営住宅等公営住宅における住まいや生活の場の確保を図ります。
- (イ) 障がい者等の住宅の環境整備に関する相談・支援を実施します。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)福祉環境整備の促進	①施設のバリアフリー化の充実	都市計画課
	公共施設の新築または改修工事時においてバ	
	リアフリー化に関する確認を行い、ハード面から	
	のバリアフリー化の充実を図ります。	
	②交通安全施設整備	
	高齢者や障がい者等の移動等の円滑化のために	建設課
	必要な歩道の段差や勾配など通行に支障となって	ALBARK.
	いる箇所の改良及び視覚障がい者誘導ブロックが	
	必要な箇所への整備等を行います。	
	③市民ボランティア活動の支援	社会福祉協議会
	NPOや市民活動団体等へ活動領域の活性化	
	を図るため、国・県等の助成金情報、講座等の開	
	催等の情報を発信します。	
(2)住宅・住環境の整備推進	①公営住宅等の建設	都市計画課
	公営住宅の新設にあたっては、障がい者・高齢	
	者に配慮した住宅の整備を進め、住まいの確保を	
	図ります。	
	②障がい者住宅改造助成	
	重度の身体障がい者等及び重度の知的障がい	福祉課
	者等がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を	田山本州
	助成し、在宅での自立促進、及び介護者の負担軽	
	減を図ります。	

■ 6. 情報を伝えるための支援

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

- ・障がいのある人が情報を集めやすくするための方法を考えます。
- 目や耳に障がいのある人でもテレビやビデオ、電話やインターネット などを使って情報を集めることができるようにします。
- ・障がいがあることで話すことや聞くことが難しいときに、手助けする 人を増やします。
- ・役所からのお知らせは、障がいのある人にもわかりやすいようにします。

※意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がい者や発達障害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあり、多様に考えられます。

(1)現状と課題

携帯電話やスマートフォン、パソコンなど情報機器や情報伝達技術は、 日々進歩しています。このことにより、障がいの特性に応じた情報の収集や 意思疎通の手段は極めて多様化しており、結果として障がい者等の社会参加 の可能性の幅が格段に広がってきています。こういったなかで、日々進歩す る情報機器等の利用方法の習得等の支援が重要になってきています。

また、知的障がい者にとっての難しい語句の頻繁な使用、視覚障がい者のためのテキストデータが添付されていない図表など、情報の受け手側への配慮が足りないケースは極めて多いというのが実情であり、便利な機器はあっても障がい者等の情報の取得時の困難性は改善されていないことも少なくありません。

こうした課題を解決していくために、情報の伝達や意思疎通に携わるすべての人たちの意識啓発など、一人ひとりの障がい特性に配慮したよりきめ細かい情報環境の整備が必要です。

※「第2章 本市における障がい福祉の現状と課題」の「情報があまり伝わっていない人たちへの対応」(29ページ)参照。

(2) 施策の方向

以下の2つの施策で情報を伝えるための支援を行います。

(1)情報のバリアフリー化の推進

6. 情報を伝えるための支援

(2)情報・意思疎通の支援の充実

①情報のバリアフリー化の推進

(ア)市政に関する情報について、市のホームページ、広報紙などから障がいのある人が情報を取得できるためのバリアフリー化を推進します。

②情報・意思疎通の支援の充実

- (ア)手話通訳者の養成・派遣事業を人材育成も含めて推進します。
- (イ) 広報・啓発により、情報の取得や意思疎通が困難な障がい者等に対する理解の促進に努めます。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)情報のバリアフリー化の	①公式ホームページの充実	企画課
推進	市の公式ホームページについて、誰でもわ	
	かりやすく、使いやすいホームページとする	
	ため、利用者の視点に立ったデザインやサイ	
	ト構成にするとともに、アクセスしやすいレ	
	イアウトに配慮します。	
(2)情報・意思疎通の支援の	①手話奉仕員養成研修事業	福祉課
充実	聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図	
	るため、手話で日常会話を行うために必要な	
	技術を習得した者を養成するための手話奉仕	
	員養成講座を開催します。	
	②理解促進・啓発の実施	福祉課
	インターネット、広報紙等を活用した広報	
	活動を実施し、障がい者等やその家族に対し	
	て情報を提供するとともに、啓発のパンフレ	
	ット等を作成並びに市民に対して啓発事業を	
	実施します。	

▼ 7. 安全に暮らすための支援

防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。このことにより、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる環境の実現を目指します。

- ・障がいのある人が安全に暮らせるよう、地震や台風などの災害へ備え、 犯罪(盗みや暴力など)に巻き込こまれないようにします。
- ・地震や台風などの災害が起きたときにそなえ、災害時の避難・救助体制等の充実や多様な情報伝達を行う体制を整え、皆さんが困らないようにします。
- 地域の人や警察の職員に障がいのある人のことを知ってもらい、犯罪 へ巻き込こまれないようにします。
- 障がいのある人がいらないものを無理に買わされたり、悪い人にだま されたりしないようにします。

(1) 現状と課題

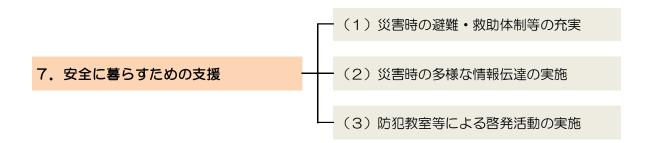
平成23年3月の東日本大震災での障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍から約4.3倍に達したとの調査結果(日本障害ファーラム幹事会議長・藤井克徳「東日本大震災と被害障害者 高い死亡率と生活支援を阻んだ背景に何が 当面の課題を中心に」国連専門家会議、2012年4月20日)もあります。平成28年4月には最大震度7を短期間に2回も記録する熊本地震があるなど日本列島のいずれの地域でも相応の自然災害のリスクを抱えているというのが実情であり、本市においても万全な障がい者の安心・安全対策が求められています。

具体的には、障がい者等の避難支援、安否確認等の仕組みや緊急情報の伝達方法、発災時の障がい者等の安全確保、災害後の支援策等が課題であり、有効な方策を早急に検討していく必要があります。また、近年は複雑かつ巧妙化する詐欺等の消費者被害が増加しており、障がいの特性に応じた対応策が求められています。

※「第2章 本市における障がい福祉の現状と課題」の「一人で避難できない人の把握と見守り体制の構築」($31\sim34$ ページ)参照。

(2) 施策の方向

以下の3つの施策で安全に暮らすための支援を行います。



①災害時の避難・救助体制等の充実

(ア) 地震や風水害等の大規模災害に備え、災害時要援護者支援計画に基づき障がい者等の災害時要援護者を支援する取組みを進めるとともに、障がい者が生活しやすい避難所づくりや地域住民による協力体制の充実に努めます。

②災害時の多様な情報伝達の実施

(ア) 災害時においてテレビ、ラジオ、電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた多様な情報伝達を実施する体制を検討します。

③防犯教室等による啓発活動の実施

(ア) 障がい者等が振り込め詐欺などの消費者被害や街頭犯罪等の被害にあわないよう、講座やセミナー等による普及啓発活動を行うとともに、地域住民による声かけを行うことを促進します。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)災害時の避難・救助体制	①避難行動要支援者避難支援計画による体	福祉課
等の充実	制の整備・充実	
	災害時に自力では避難できない、または他	
	の支援者の支援が必要である障がい者を「避	
	難行動要支援者」として名簿を作成し、名簿	
	情報の利用及び提供を行うことにより避難行	
	動要支援者の支援体制を構築し、災害時の避	
	難等における効果的な支援を行うことを目的	
	として策定する「避難行動要支援者避難支援	

	計画」に基づき、災害時の避難・救助体制、	
	生活しやすい避難所づくり等の充実を図りま	
	す。	
(2)災害時の多様な情報伝達	①災害時における多様な情報伝達	交通防災課
の実施	災害情報の伝達については、防災メール、	
	防災行政無線、広報車等を活用し、様々な障	
	がい特性に応じた伝達手段の多様化を図りま	
	す。	
(3)防犯教室等による啓発	①消費生活相談事業	総務課
活動の実施	消費生活センター窓口において専門相談員	消費生活セン
	による消費生活トラブル被害回復及び被害の	ター
	未然防止のための消費生活相談を実施しま	
	未然防止のための消費生活相談を実施しま す。また、相談員による出前講座等を実施し、	

8. 障がいのある人の権利を守るための取組み

障害者差別解消法等に基づき障がいを理由とする差別の解消に取組むと ともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者等の権利擁護のための取組みを 推進します。

- 障がいのある人もない人も、みんながお互いのことを大切にする社会をめざします。
- ・障がいを理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)をなくしていきます。
- ・障がいのある人がいやな思いをしたときに、相談しやすくします。
- 障がいを理由とする差別をなくし、もめごとを解決したりする仕組み をととのえます。
- 自分で決めることが難しい人の手助けの仕組みをより良くします。

(1)現状と課題

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」は、障がい者が地域で安心して日常生活を営むための方向性を示しています。これらの法を踏まえた差別の解消及び、虐待の防止並びに成年後見制度の利用促進などの取組みを進めることが重要です。

こうした差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとするためには、広報・啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実、権利擁護のための体制などの人権・権利等を擁護するための仕組みを整えていく必要があります。

※「第2章 本市における障がい福祉の現状と課題」の「差別や嫌な思いをした経験がある人は30.3%」、「成年後見制度の認知度」(29~30ページ)参照。

(2) 施策の方向

以下の3つの施策で障がいがある人の権利を守るための取組みを行います。

8. 障がいのある人の 権利を守るための支援(2) 人権・権利を擁護するための 仕組みづくり(3) 成年後見制度の周知・普及

①障がいを理由とする差別の解消の推進

- (ア)障害者差別解消法(平成28年4月施行)に規定される基本方針に基づき、 法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制等 の整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取組 みます。
- (イ)改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)に基づき、障がい者等と健常者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者の有する能力が有効に発揮できるための取組みを推進します。

②人権・権利を擁護するための仕組みづくり

- (ア)相談体制等の充実により、障がい者虐待の防止や早期発見を図ります。
- (イ) 障がい者等の人権・権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、専門家を招いて定期的に実施している「法律相談」、「行政相談」 等の相談体制の充実を図ります。
- (ウ) 障害福祉サービス利用者等からの苦情について、関係機関と連携し、権利 擁護及びサービスの向上に努めます。
- (工)判断能力が十分でないため適切なサービスを利用することが困難な障がい者等に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、関係機関と連携して「地域福祉権利擁護事業」の普及啓発と利用促進を図ります。
- (才)人権・権利擁護に対する市民の理解を深めるための講演会などを実施します。

③成年後見制度の周知・普及

(ア)関係機関等と連携しながら、障がい者等の人権や権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を図ります。

(3)施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)障がいを理由とする差別	①障害者差別解消法に関する広報啓発	福祉課
の解消の推進	ホームページ、広報紙等を活用した広報活	
	動を実施し、市民の障がいに対する理解・関	
	心が深まるよう、障がい者差別の解消のため	
	の広報・啓発に取り組みます。	
	②障害者雇用促進法に関する広報啓発	福祉課
	障害者雇用促進法に規定された雇用分野に	
	おける障がい者に対する差別の禁止や障がい	
	者が働くに当たっての支障を改善するための	
	措置等について、県やハローワークと連携し、	
	広報紙、ホームページ等を活用した広報啓発	
	を実施します。	
(2)人権・権利を擁護するた	①相談支援事業(再掲)	福祉課
めの仕組みづくり	障がい者等の保護者、介護者等からの相談	
	応じ、必要な支援を行います。	
	また、虐待の防止及びその早期発見のため	
	の関係機関との連絡調整を行うなど、障がい	
	者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取	
	り組みます。	
	②障がい者虐待防止支援事業	福祉課
	障がい者虐待に関する通報を受け、必要な	
	対応を図るとともに、障がい者虐待の未然防	
	止についての周知を図ります。	
	③法律相談	総務課
	顧問弁護士による相談を実施します。	
	④福祉サービスに関する苦情等の対応、相談	福祉課
	窓口の紹介	
	福祉サービスに関する苦情に対応するとと	
	もに、苦情相談窓口等の紹介を行い、利用者	

の権利擁護及びサービスの向上に努めます。 ⑤地域福祉権利擁護事業 判断能力が十分でないため適切な福祉サー ビスを利用することが困難な障がい者等に対 社会福祉協議 して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭 管理、書類等の預かりなどを行うとともに、 事業を積極的に周知啓発します。 ⑥各種団体との多様な啓発事業 人権啓発課 市民一人ひとりが、人権問題に対する理解 と認識を深めるために講演会等を開催しま (3)成年後見制度の周知・ ①成年後見支援制度の周知・普及 福祉課 普及 成年後見制度を周知啓発するとともに、成 高齢者支援課 年後見制度に関する相談対応、法人後見の支 社会福祉協議 援に取り組みます。 会 ②成年後見利用促進法への対応 福祉課 平成28年度に成立した成年後見利用促進法 高齢者支援課 (成年後見制度の利用の促進に関する法律) において市町村が計画策定の努力義務を課さ れています。本市においても国の動向に注視 し、先進地の取り組み状況を把握しながら計 画策定及び中核機関・地域連携ネットワーク の構築に向け、関係課・関係機関と連携を図 りながら対応していくことを目指します。 社会福祉協議 ③市民後見人の育成 市民後見人を周知啓発するとともに、市民 会 後見人養成講座を実施します。また、修了者 のうち市民後見人をめざす者についてはその 活動を支援します。

9. 役所や選挙などでの心配り

障がい者等が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者等がその権利を円滑に行使することができるように、選挙における配慮などを行います。

- 役所で働く人は、障がいのことについて勉強して、理解するようにします。また、障がいがあっても選挙に参加できるような環境を整えます。
- ・障がいがあっても役所でのいろいろな手続き(申込みなど)ができるように、必要な手助けをします。
- 障がいがあっても選挙に参加できるよう、投票する場所へ出入りしや すくするなど、手助けの仕組みをつくります。

(1) 現状と課題

平成 26 年 1 月に障害者権利条約が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障がい福祉施策は新たな展開を迎えており、市職員の意識向上が求められています。

市職員に対し、障害者差別解消法の周知を図るとともに、研修や働きかけを行い、障がいや障がい者等に対する理解と意識を高めていく必要があります。また、選挙は民主主義の根幹を成すものであり、有権者が政治に参加することのできる最も重要かつ基本的な機会であり、障がい者等が自らの意思を政治に反映させることができるための可能な限りの心配りが必要です。

(2)施策の方向

以下の2つの施策で役所や選挙などでの心配りに関する取組みを行います。

9. 役所や選挙などでの心配り(1) 市役所における配慮及び
障がい者理解の促進等(2) 選挙における配慮

①市役所における配慮及び障がい者理解の促進等

- (ア)市役所における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法(平成28年4月施行)に基づき、障がい者等が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行います。
- (イ)市職員等の障がい者等に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、 窓口等における障がい者等への配慮の徹底を図ります。

②選挙における配慮

- (ア) 点字や記号選択式による候補者情報など障がい特性に配慮した提供方法 を検討します。
- (イ) 漢字にふりがなを付す等わかりやすい掲示や投票所の段差解消等の投票環境の向上に努めます。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)市役所における配慮及び	①障害者差別解消法に基づく合理的配慮の	福祉課
障がい者理解の促進等	推進	
	合理的配慮の提供に関する基本的な考え	
	方、合理的配慮の提供事例、相談体制等につ	
	いて定める対応マニュアル等を作成し合理的	
	な配慮を推進します。	
	また、総務課と連携し、合理的配慮の提供	
	等について市職員を対象とした研修を実施	
	し、市職員の障がいに対する理解の促進を図	
	ります。	
(2)選挙における配慮	①障がい特性に配慮した情報提供	選挙管理委員
	選挙等に関するわかりやすい情報の提供方法	会
	を検討します。	
	また、投票所の段差解消等の投票環境の向上	
	に努めます。	

第5章 計画の推進

前章に示した施策の方向等を3つの計画推進策で具体化します。

(1)連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの促進

障がい福祉施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、関係部署の密接な連携・協力を図るとともに、県や近隣市町との連携・協力体制の一層の強化を図ります。また、取組みの実施にあたっては、行政と地域住民、社会福祉協議会、企業ボランティアを含めた民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制を構築します。

(2) 広報・啓発活動の推進

障がい者等が住み慣れた地域で普通に暮らしていくために、障がいや障がい者等に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動、理解促進のための取組み、ボランティア活動の推進のための取組み等を、行政、社会福祉協議会、企業、NPO等と連携して推進します。

【障がい者週間・人権週間などでの啓発事業

- ■当事者参加による啓発
- ■広報媒体を通じた啓発

(3) 進捗状況の管理及び評価

計画を効果的に推進するために、地域自立支援協議会と連携し、関連する施策及び事業の進捗状況の点検・評価等の計画の進行管理に努めます。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

資料

合志市障害者福祉計画策定委員会 委員名簿

氏 名	所属及び役職名	備 考
信 岡 幸 彦 (委員長)	菊池郡市医師会副会長	保健•医療
藤 木 賢 二 (副委員長)	障害者支援施設くぬぎ園施設長	福祉団体
荘林 充和子	就労支援センターテクニカル工房 副施設長	福祉団体
横山孝之	サンシャインワークス施設長	福祉団体
土 井 章 平	障害者支援施設野々島学園 副施設長	福祉団体
梅野 由美子	きくよう地域生活支援センター 精神保健福祉士・相談支援専門員	福祉団体
辻 るみ	合志市社会福祉協議会 障がい相談支援課長	福祉団体
三宅信人	合志市民生·児童委員協議会連合会 東部民児協会長	福祉団体
中島栄治	合志市小中学校長会代表 (西合志南中学校長)	学識経験者
弥頭 幾久男	合志市認可保育園連盟副会長 (西合志中央保育園理事長)	福祉団体
西村 亜圭未	合志市障害者親の会「虹の会」会長	福祉団体
建岡秋男	合志市身体障害者福祉協議会会長	福祉団体
川上美幸	熊本県北部障害者就業生活支援センターがまだす 主任就業支援ワーカー	福祉団体
坂 本 国 顕	合志市ボランティア連絡協議会会長	福祉団体
平上 真紀子	菊池保健所 保健予防課 主任技師	関係行政機関

第3期合志市障がい者計画

平成 30 年 3 月

編集 合志市 健康福祉部 福祉課

(庁舎移転のため平成 30 年 5 月 2 日まで) 〒861-1193 熊本県合志市御代志 1661-1 電話: 096-242-1149

(庁舎移転のため平成30年5月7日から)

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 電話: 096-248-1144